

第三編 労働争議

概説

大正十一年に起つた勞資間の紛争は、労働者が防衛的地位に陥つたことを赤裸々に示す記録であつた。前年の労働争議に於ける労働者側は、大觀して防衛的立場に置かれてゐたにしても、なほ労働組合がその依

認せしめ、乃至は労働組合の勢力下に、勞資交渉の委員會を設置せんとするこれ等の要求は、労働者が次第に追ひ詰められつゝある防衛的地位を、一般的に永續的に守備せんとする計畫として、労働組合主義の理論より當然抽き出ださるべき主張であつた。

て立つ主義を承認せしめんとし、その論理的主張を以て戦はんとする氣勢を示さぬではなかつた。例へば神戸に於ける川崎三菱の大争議の如きは、『團體交渉権の承認』を標語とし、労働組合主義の地歩をそれ／＼の工場内に確立しようとした企圖からであつた。實際前年に於ける大小主要なる勞資紛争を貫く標語は、『團體交渉権の承認』『工場委員會の設置』の要求であつたと云ふことが出来る。蓋し不意の馘首を防止し、賃

に、右の如き労働組合主義の理論より來た主張の要求は跡を絶つて、紛争の焦點は金錢的問題の直接な解決になつて來た。即ち『團體交渉』や『工場委員會』を介入することなく、直ちに賃銀、解雇手當の交渉が争議の核心をなすに到つた。

銀の低下に對抗し、解雇其他の規定を有利に契約する爲めに、労働組合の交渉権を承

蓋し前年の後半より今年の初めにかけての、極めて短かい經驗を以て、『團體交渉』『工場委員會』等が、畢竟一つの理論上の完成に過ぎないものであるとされたことは、

上述の傾向を生んだ原因であらう。且つ、労働者側の生活そのものが最早や廻りくどい

最後に本年度の労働争議を通じて、官憲の態度は前年に比して著しく取締を過敏に

理論上の主張を辿らうとする餘裕を失ひ當面の問題の直接的な、その場での解決を求むることになつたのである。

次に労働争議の結果、労働組合が破壊され若しくは一二の支部が解散を餘儀なくした例は、本年度に於ては殊に著しく感ぜられた。それは紛争の所謂首謀者を馘首することに依つて招徠せらるゝのが普通の方法であるが、労働者側の生活の急迫して來た昨今に於ける紛争に際しては如上の手段を以て労働組合の存在を背かすことは極めて容易になつて來たのである。而してその最も顯著な例は大阪に於ける電業員組合、伸銅工組合の崩壊、横濱船渠會社の争議に於ける横濱造船工組合の被つた打撃、尾小屋鑛山に於ける三度の引續ける争議に依る全日本鑛夫總聯合會能美聯合會の衰運等を數へることが出来るであらうが、他に一二支部の隆替の如きは頻々として各労働組合の經驗であつた。

して来たことは争ふを得ないであらう。多通りに演ぜられた事例が屢々であつた。而くことが著しく目立つて来たことである。この争議、特に労働者側が有力に對抗したとして猶ほ特筆して置かなければならぬのは、京都に於ける澤田合金會社の争議、北九州の場合には、警官と労働者との衝突が文字 國粹會が争議の渦中に入り來つて暴行を働 の炭坑運動に於ける亂闘の如き其である。

第一 争議統計

1 大正十一年上半期に於ける労働争議統計

(内務省調査に據る)

業態別	イ 經過別争議件數及人員		罷工トナラザリシ争議		計							
	件數	人員	件數	人員								
鑛業	七	二、四一八	一、四三二	二、九一八	六	一、〇三六	四七七					
紡績業	五	五、九三二	一、四三三	四、一五八	六	一、二三〇	一七八					
織業	三	三、三〇九	二、三〇六	一、八九三	三	三、六一四	二、九五五					
製造業												
造船業						四	七、七四四	七、二五七	六四、三〇五	一〇	一三、五二七	三、七八一
陶磁器業						二〇	一、四一五	一、二四五	一三、六一〇	一六	三、九七八	二、〇二五
化学工業						八	七、〇〇〇	五、七	五、三六七	三	一、五七四	三、四
木工製材業						七	四、六〇〇	七、四六	二、一四九	一六	一、五三三	一、二五四
自由労働者						一	一、〇四七	四、九	三、八五四	九	一、二五三	一、二三三
鹽田労働者						四	一、〇四七	四、九	三、八五四	四	一、三三六	一、二九〇
海員及船夫						二	六	一七三	一、五五	八	一、五三	一、〇三
交通労働者						一	九	九	六	一、五三	六	六四
電気瓦斯其他の労働者						一	一、八〇六	六〇	三六〇	二	一八	一八
其他						三	五、五七〇	二、二八〇	一三、六三三	四〇	五、三五六	三、〇八一
計						一八	五、五七〇	二、二八〇	一三、六三三	四〇	五、三五六	三、〇八一

ロ 原因別争議件數及人員

原因又は要求	總數		妥協		要求貫徹		要求拒絕		要求撤回		未解決		其他	
	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員
賃銀値上	一〇六	一六、二八	六〇	七、八六	一五	四九	三三	三、五〇〇	七	二〇四	一	七	一	一
賃銀引下反對	七	七、六三	三	五、二六	一	一、二六	二	八六	二	九二	一	一〇四	一	一
労働時間短縮	八	一三四	二	二四	一	一	六	一〇〇	一	一	一	一	一	一
待遇及設備改善	三	一三四	一	一五〇	一	一	二	四	一	一	一	一	一	一
監督者排斥	二	二、一七	六	二五三	五	一、〇四九	九	八九	一	三	一	一	一	一
退職手当制定又ハ増額	四三	一五、〇六一	二五	七、三五五	二	一〇六	一〇	六、八三三	一	三九	三	三三	一	一

組合ノ自由	一	三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他	四一	三、三六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	元一	五、六八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

2 大正十年中各地労働争議

統計

(大阪市社会部 労働調査課調査)

1 大阪市並に接續町村に於る労働争議

争議

工業別	全工場数	争議工場数	割合
繊維染織	三九	四	一〇・二
機械	五〇	二一	四二・〇
化学	三五	一	〇・二八
電気精煉	一一	一	〇・九〇
雑食	二二	四	一八・一
飲食	七	一	一四・三
總計	一六四	三一	一八・八

(註 全工場数ハ大正十年五月一日現在)

工場数	争議日数			延日数
	平均	最短	最长	
二十日以上	二	一	一	二
十日以上	九	五	四	一四
二十日以上	五	四	二	一四
三十日以上	四	二	一	一四
平均	二	一	一	四
以上	二	一	一	四

延日数	四〇〇
平均	三七
最短	二
最长	一四

福岡縣下労働争議 (福岡縣高等警察課調査)

原	因	大正七年	八年	九年	十年
賃銀引上	待遇改善	一九	二四	四	二
引下反對	其他	一	一	三	二
共計	其他	二〇	二五	七	四
賃銀引上	待遇改善	一八	一五	二〇	四
引下反對	其他	一	一	一	一
共計	其他	一九	一六	二一	五
待遇改善	其他	一七	一	一	一
共計	其他	二五	一	一	一

業其他の労働争議は極めて少いが、今、大正六

年より十年に至る罷業調査に依れば、

年次	罷業件数	妥協	要求貫徹	要求拒絶	要求撤回	罷業ニ至ラザル争議件数
大正六年	10	9		1		1
同七年	9	3		3		6
同八年	5	2		1		3
同九年	0	5		1		8
同十年	5	4		1		8

大正十一年中に発生したる労働爭議中、新聞紙に傳へられて社會の注意を喚起したるものは二百七件を算した。之を全爭議數に比較する時は、その七割位を占むるにすぎぬであらうが、然かしその有する社會的價値は確かに本年の労働爭議の傾向特質を語るに足るものであると信ずる。今此の爭議に就いて各方面の觀察を試みようと思ふ。

3 大正十一年中の主要なる労働爭議統計

(當研究所調査)

業態別月別爭議件數	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	
工業	染織業	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	13	
	機械器具製業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	造精鍊業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	化學工業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	飲食物工業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	雜工業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	特別工業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	計	7	5	5	8	7	3	4	1	3	3	2	3	50
	家内工業及手工業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	工業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	手工業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	計	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	合計	9	7	7	10	9	6	7	3	5	5	3	4	74
	交通業	礦業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
海陸運輸業		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
仲仕人力		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
人天車夫		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
計		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	
官公	官公	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	商業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	雜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
總計	13	14	14	20	18	13	16	7	12	12	8	13	150	

労働爭議

府縣別爭議件數

(一) 議件數

百分比

府 兵 大 東 愛 神 京 廣 和 福

縣 庫 阪 京 知 川 都 島 山 歌

五 六 七 七 一 一 二 三 四

二 二 三 三 六 七 一 一 一

四 九 〇 一 一 一 二 二 三

三 四 五 〇 一 二 三 四

二 二 三 三 六 七 一 一 一

二 二 三 三 六 七 一 一 一

四 九 〇 一 一 一 二 二 三

三 四 五 〇 一 二 三 四

長 岡 滋 茨 埼 石 靜 千 福 愛 宮 香

崎 山 賀 城 玉 川 岡 葉 岡 媛 城 川

二 二 二 二 二 三 三 三 三 四 四 四 五

一 〇 〇 〇 〇 〇 四 四 四 九 九 九 二

計 鹿 山 奈 富 秋 新 長 山 群 北 佐

島 口 良 山 田 潟 野 梨 馬 道 賀

二 〇 七 一 一 一 一 一 一 一 二 二

一 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 一 一

八 原因別爭議件數

原 因

受 動 的 原 因

賃 銀 引 上 要 求
賃 銀 引 下 不 當 減 首
工 場 閉 鎖
賃 銀 引 上 要 求
勞 働 時 間 短 縮 要 求
賃 銀 引 上 時 間 短 縮 要 求
待 遇 及 設 備 改 善 要 求
解 雇 手 當 規 則 改 正 要 求
同 上 兼 賃 銀 引 上 要 求
同 上 兼 賃 銀 引 上 要 求
解 雇 手 當 規 則 制 定 要 求
同 上 兼 賃 銀 引 上 要 求
團 體 交 涉 權 確 認 要 求
監 督 者 排 斥
退 職 せ ゝ 監 督 者 二 同 情

能 動 的 原 因

原因別	件數	百分比
賃銀引上要求	一五九	二八・五
賃銀引下不當減首	一四三	二五・八
工場閉鎖	四一	〇・九
賃銀引上要求	一四九	二六・八
労働時間短縮要求	一〇九	一九・九
賃銀引上時間短縮要求	一四九	二六・八
待遇及設備改善要求	一〇九	一九・九
解雇手當規則改正要求	一〇九	一九・九
同上兼賃銀引上要求	一〇九	一九・九
同上兼賃銀引上要求	一〇九	一九・九
解雇手當規則制定要求	一〇九	一九・九
同上兼賃銀引上要求	一〇九	一九・九
團體交渉權確認要求	一〇九	一九・九
監督者排斥	一〇九	一九・九
退職せ�監督者二同情	一〇九	一九・九
合計	五七	一〇〇・〇

原因別	件數	百分比
賃銀引上要求	一五九	二八・五
賃銀引下不當減首	一四三	二五・八
工場閉鎖	四一	〇・九
賃銀引上要求	一四九	二六・八
労働時間短縮要求	一〇九	一九・九
賃銀引上時間短縮要求	一四九	二六・八
待遇及設備改善要求	一〇九	一九・九
解雇手當規則改正要求	一〇九	一九・九
同上兼賃銀引上要求	一〇九	一九・九
同上兼賃銀引上要求	一〇九	一九・九
解雇手當規則制定要求	一〇九	一九・九
同上兼賃銀引上要求	一〇九	一九・九
團體交渉權確認要求	一〇九	一九・九
監督者排斥	一〇九	一九・九
退職せ�監督者二同情	一〇九	一九・九
合計	五七	一〇〇・〇

勞働爭議

業態別	業											業態別	實件數	其他計													
	官商			交通		鑛	業				工				受動的 原因												
	公	業	業	計	力	仕、	陸	運	合	手	家					特	雜	飲	化	機	染						
計	業	業	業	車	人	業	業	計	工	內	計	工	工	物	學	器	織										
○比	六〇	一	一	一	三		二	一	二	五	一	六		一	六	三	六	一	三		二	四	五	三			
例	七	三	五	一	三	七	二	九	六	六	四	一	一	四	七	〇	三		三	二	四	一	一	〇			
(各業態爭議百中各原因ノ占ムル割合)	八										八				八						三	五					
能動的 原因	二	九			一	三			三	一	二	四			二	四		一	一	八	四						
感情的 原因	一										一				一						一	一					
其計	二	三			二					一	九				九		一			一	二	五			二〇七		
其他	二	七	五	一	六	〇	二	九	九	八	八	一	四	七	二		五	三	六	三	五						
不明	二			一			一				一				一												
合計	三〇	七	八	二	九	二	七	三	二	二	一	一	五	〇	七	二	四	三	三	一	九	五	四	四	二	二	三

業態別	總計	官商雜	交通業	海陸運輸	其他	業										業態別	受働的原因												
						手工業	家庭工業	特別工業	雜工業	飲食物工業	化學工業	機械器具製造並精鍊業	染織業	其他	不明			合計											
總計	2900	1255	500	121	121	167	83	182	347	533	407	1000	304	244	333	400	93	262	455	29	39	140	5	58	594	106	1	1000	
官商雜	1255	500	121	121																									1000
交通業	500																												1000
海陸運輸	121																												1000
其他	121																												1000
手工業	167																												1000
家庭工業	83																												1000
特別工業	182																												1000
雜工業	347																												1000
飲食物工業	533																												1000
化學工業	407																												1000
機械器具製造並精鍊業	1000																												1000
染織業	304																												1000
其他	244																												1000
受働的原因	333																												1000
賃銀時間待遇ノ改善	400																												1000
解雇手當制度改正	93																												1000
解雇手當制度設定	262																												1000
團體交渉	455																												1000
感情的原因	29																												1000
其他	39																												1000
合計	140																												1000
團體交渉	5																												1000
感情的原因	58																												1000
其他	594																												1000
不明	6																												1000
合計	106																												1000
其他	1																												1000
不明	1																												1000
合計	1000																												1000

亦業態別勞働運動別爭議件數

○實件數

勞働者ノ運動

業主ノ對抗策

業態別
總計
官商雜
交通業
海陸運輸
其他
手工業
家庭工業
特別工業
雜工業
飲食物工業
化學工業
機械器具製造並精鍊業
染織業
其他
不明
合計

業態別	工場工業	家内工業手工業	礦業	交通業	官公業	商業	土工、漁夫、其他	計
○比	二二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	二二
例	三三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	三三
(各業態爭議百中各運動ノ占ムル割合)								
労働者ノ運動	三	一	一	一	一	一	一	七
怠業	二							二
盟休	九	五	一	一	一	一		二
示威運動	二							二
怠業盟休	七	一						六
怠業示威運動	二							二
盟休示威運動	五							四
怠業盟休示威運動	三							三
計	一三五	六一	一四	一九	七一	八七		一八七
工場閉鎖	一六							一六
罷工被雇人	二							二
計	一八							一八

業態別	工場工業	家内工業手工業	礦業	交通業	官公業	商業	土工、漁夫、其他	計
○實件數	二七・二	四〇・七	四〇・五	三・七	三・三	三・〇	三・五	二・二
○實件數	二七・二	四〇・七	四〇・五	三・七	三・三	三・〇	三・五	二・二
要求貫徹								
要求撤回								
妥協								
不詳								
計	二七・二	四〇・七	四〇・五	三・七	三・三	三・〇	三・五	二・二
○比	二二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	二二
例	三三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	三三
(各業態爭議百中各結果ノ占ムル割合)								
労働者ノ運動	三	一	一	一	一	一	一	七
怠業	二							二
盟休	九	五	一	一	一	一		二
示威運動	二							二
怠業盟休	七	一						六
怠業示威運動	二							二
盟休示威運動	五							四
怠業盟休示威運動	三							三
計	一三五	六一	一四	一九	七一	八七		一八七
工場閉鎖	一六							一六
罷工被雇人	二							二
計	一八							一八

業態別	工場工業	家内工業手工業	礦業	交通業	官公業	商業	土工、漁夫、其他	計
○實件數	二七・二	四〇・七	四〇・五	三・七	三・三	三・〇	三・五	二・二
○實件數	二七・二	四〇・七	四〇・五	三・七	三・三	三・〇	三・五	二・二
要求貫徹								
要求撤回								
妥協								
不詳								
計	二七・二	四〇・七	四〇・五	三・七	三・三	三・〇	三・五	二・二
○比	二二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	二二
例	三三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	三三
(各業態爭議百中各結果ノ占ムル割合)								
労働者ノ運動	三	一	一	一	一	一	一	七
怠業	二							二
盟休	九	五	一	一	一	一		二
示威運動	二							二
怠業盟休	七	一						六
怠業示威運動	二							二
盟休示威運動	五							四
怠業盟休示威運動	三							三
計	一三五	六一	一四	一九	七一	八七		一八七
工場閉鎖	一六							一六
罷工被雇人	二							二
計	一八							一八

労働争議

交通業	一四・八	—	三三・三	—	—	—	—	—	—
官公業	二一・二	—	二一・二	—	—	—	—	—	—
商業	五〇・〇	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土工、漁夫、其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日出紡績株式会社(和歌山縣日高郡御坊町)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
旭紡績株式会社(仙臺市外長町)(六月)(七月)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
今治紡績會社(愛媛縣今治)(七月)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
天滿紡績株式會社(大阪府北區)(七月)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合同紡績株式會社天滿支店(大阪府北區)(七月)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
月)——日本労働總同盟豐崎支部應援	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪製麻會社(尼崎市外)(八月)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岸和田紡績精紡部(大阪府岸和田)(八月)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
横濱紡績株式會社(横濱市)(九月)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富士燃絲株式會社(甲府市)(十月)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
片倉組仙臺製絲工場(仙臺市)(十一月)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第二 主要なる爭議

大正十一年中に生じたる主なる労働爭議を其の業務の規模、業態別等に分つて觀察せんと欲する。蓋し同一工業の部門にあつても、其の種類により、更らに其の工業の規模經營型式に即して、労働者の心理に夫の基調を賦與し、従つて現はれ來る爭議に夫々の特徴あるが故である。以下各部門に就いて叙述を試みようと思ふ。

A 工場工業に於ける爭議

一 染織工場

に於ける大正十一年中の主なる爭議を勃發せしめたる工場及其發生月を列記すれば、

a 紡績工場

- 近江紡績株式會社(滋賀縣彦根町)(一月)
- 徳山紡績飾磨工場(兵庫縣飾磨町)(二月)
- 西大寺製絲會社(岡山縣西大寺町)(三月)
- 相模紡績會社(神奈川平塚)(四月)

b 織布工場

- 岡田織布會社(愛媛縣八幡濱町)(五月)
- 東亞製網會社(奈良縣五條町)(五月)
- 別珍會社高松分工場毛切部(高松市)(六月)
- 大阪毛織會社梳毛部(大阪府外)(七月)——日本労働總同盟豐崎支部應援
- 山陽フェルト會社(姫路市)(七月)
- 富士毛織會社沼津工場(静岡縣沼津町)(八月)
- 八木福メリヤス工場(大阪府豐崎町)(八月)

c 染工場

- 林染工場(大阪府外)(八月)
- 染織工場に於ける労働者の大部分を占む

るものは女工であり、女工の間に労働組合の生じること極めて稀なる状態にあつて且つ彼等の寄宿舎生活は労働爭議に際して多くの不利なる條件を與へてゐる。斯くて其の要求の貫徹せる例甚だ少きを普通とする。然しながら本年に於る爭議が他の種類の工業等に於けるが如く、失業に對する不安、解雇手當の問題等によつて勃發したるもの殆んど一もなくして、賃銀値上、待遇改善を其の要求の先頭に立たしめたることは、紡織業に於る女工の位置をよく語るものであると思ふ。

今、左に右の多くの爭議の中、特色ある一つを選んで之を叙述して見よう。この一事件は染織工業てふ労働組合運動の處女地に、漸く其の足跡を印し初めたものとして注意の價值が存する。

大阪毛織會社の爭議

大阪府外豐崎町北長柄にある大阪毛織株

式會社（在勤工千名）に於ては、其の梳毛部職工中女工のみ生産賞與二割の歩増をしたのに、男工には之を行はなかつた。之に憤慨して男工は七月七日代表者を選んで市田專務に面談し日給一割増其他數箇條の要求書を提出したが、拒絶されて仕舞つた。其處で同夜日本勞働總同盟豊崎支部に集合して作戦を旋らし罷業に入つた。

八日、織物部の男女工百二十名も呼應して立ち、同情怠業を始めた。夜、罷業職工は夜勤職工の出勤時間を見計らつて軟派職工の監視を爲し、檢束者三名を生じた。九日午前十時より豊崎支部に女工大會を開く集る者百五十名、「男工の要求の容られるまでは我等女工は斷じて仕事をせぬ」と申合はせた。

十日朝、梳毛部女工約百名は同盟休業を爲し、防毛部女工約百名、織物部女工約三百名は半怠業の状態に陥り、防毛部は別に「夏季手當二十錢、修繕手當十五錢の増給」を要求して梳毛部に應じた。會社側では已むなく梳毛部を休業し、女工には浪花節な

どを聞かせて懐柔に努めた。殊に罷業せる女工には食事を給せずなどと威脅したが、女工等の決心は容易に翻へるべくも見えなかつた。會社は外部との連絡を絶ち、一切外出を禁じたが、十日夜には數十名の女工は通用門に殺倒して外出しようとして果さず、手紙を場外に投げて罷業團本部との連絡を取つた。かくて十一日夜には十八名の女工は、二階の窓から柳の樹より板塀にかけ上つて丈餘の塀を飛越し、豊崎支部なる罷業團本部へ馳け付けた。

十一日に至り、會社は終に女工側の首謀者三名を解雇した。工場には怠業の狀が續いた。十三日午前七時、解雇女工は書留郵便を以て、會社に

- 一 今回の罷業によつて解雇されたる全部を復職すること
- 二 今回の爭議に就き任意退職するものは相當の解雇手當と歸國旅費を支給されし
- 三 梳毛部男工の要求を承認されしこと
- 四 自今女工の外出を日、水、金の三回にする

五 世古教育係を解雇すること
を申越した。

斯かる間に此の女工の爭議を應援する爲めに、合同紡績天滿支店、三河屋菓子會社支店其他各會社の女工達は寄附金を寄せて來た。

十三日夜、豊崎支部に於て會社糾弾演說會が開かれた。先の女工等の要求に對しては、勿論會社は取合はなかつた。工場にては漸く仕事が平常に歸し出した。爭議團本部に於て脱出女工等は十四日午後郷里より父兄に伴はれ、會社との交渉一切を男工に委任して歸郷した。

十四日夜、男工十六名は平田專務の自宅に至つて面會を求めたが拒絶されたので、玄關口に坐り込んで動かさず、三名は遂に川口署に檢束された。

十六日夜、豊崎支部に糾弾演說會を開き三名の檢束者を出した。

十七日夜午後四時、爭議團の代表者四名は會社に平田專務を訪ひ、交渉の結果、專務が「爭議團員は復職を望まないであらう

し、會社もそれを希望しないから此際あつさり、と退職して貰はう、さうすれば相當の退職手当を包金として支給しよう」と云つた。

斯くて十八日に至り、男工十五名には日給四十日分の包金を渡し、寄宿舎を脱出した女工には歸國旅費を支出することになつて、爭議は解決した。同夜、市民館講堂に於て労働問題演説會を開き賀川豊彦、松澤兼人、藤岡文六氏等の演説あり、會社官憲の糺弾をして爭議の幕を閉ぢた。

二 機械器具製造工場併に精錬工場

之を左の二部目に分ち、主なる爭議を生じた工場及び其の發生月を列記すれば、

a 造船工場

- 小野造船所(大阪)(二月)
- 横濱船渠會社(横濱)(二月)―日本労働總同盟
- 關東同盟會、純労働者組合、造機工務組合、其他全國の組合應援
- 函館造船木工職工組合(船渠會社を除く)(二月)
- 向島船渠株式會社(尾道市對岸)(五月)
- 淺野造船所(神奈川県鶴見)(五月)
- 石川島造船所(東京市)(五月)―労働組合同盟

會應援

b 機械器具製造工場及精錬工場

- 旭工作所(大阪市北區)(一月)
- 三木鑄造株式會社(兵庫縣別所村)(一月)
- 日本鑄造株式會社(神奈川県鶴見)(二月)
- 日本車輛會社東京支店天野工場(東京市外)(二月)
- 〔二月〕
- 横河橋梁製作所(大阪市西區)(三月)(五月)
- 大正亞鉛鍍金工業所(大阪市西區)(四月)
- 日本鑄裝株式會社(東京市芝區)(四月)―日本労働總同盟、鐵工組合應援
- 大阪鐵工所備後工場(廣島縣田島)(五月)(十月)
- 〔五月〕―日本労働總同盟因島労働組合三庄支部、大阪機械労働組合應援
- 日本亞鉛鍍金會社(大阪府西成郡)(五月)―日本労働總同盟應援
- 日本製鋼所廣島工場(廣島縣海田市町)(五月)―日本労働總同盟應援
- 大阪鐵工所櫻島工場(大阪市西區)(五月)
- 藤田鑛業株式會社廣田鑄鋼所(福島市)(五月)
- 田中機械製作所(大阪市西區)(五月)―大阪鐵工組合應援
- 尼崎伸銅所(尼崎市)(六月)―伸銅工組合應援
- 住友電線製造所(大阪市西區)(六月)―電線工組合應援
- 住友伸銅所尼崎工場(尼崎市)(六月)―伸銅工組合應援
- 大阪住友伸銅所(大阪)(六月)―伸銅工組合、日本労働總同盟應援

日本電線會社尼崎工場(尼崎市)(七月)―日本労働總同盟尼崎支部應援

神戸製鋼所(神戸市)(七月)―日本労働總同盟神戸聯合會應援

日本スチール管株式會社(福岡縣直方町外)(七月)

楠木鐵工所(大阪府西成郡)(七月)

川北電氣工場(大阪府外鯉江町)(八月)―日本労働總同盟應援

東京瓦斯電氣大森工場(東京市外大森)(八月)

澤田合金製作所(京都)(八月)―日本労働總同盟應援

大阪機械工作所(大阪府外豊崎町)(九月)―日本労働總同盟應援

松村時計工場(東京市外池袋)(九月)

汽車製造株式會社錦糸町工場(東京市本所區)(九月)―東京労働組合應援

山中製煉所(大阪市西區)(九月)―日本労働總同盟應援

大島製鋼株式會社(東京市外大島町)(十月)

朝日商會鑄物工場(東京市外下澁谷)(十月)

高田アルミニウム製作所(大阪府外今宮町)(十一月)

唐津鐵工所(佐賀縣唐津)(十一月)

起重機製造株式會社(東京市外品川)(十二月)

日本タイプライター株式會社(東京市芝區)(十二月)

労働問題の中樞となり、労働運動の中堅を形作つてゐる、此の機械鐵工業の労働者

も、吹き荒ぶ失業の嵐の前には、終に其の勇氣を萎ましめねばならない。爭議發生の原因が、工場側の事業縮少による解雇に存するにせよ、又労働側よりする解雇手當規則制定もしくは解雇手當規則改正の要求に發せるにせよ、何れにしても、解雇失業てふ大本より發現しるることを否む譯には行かぬ。而して二三の輕微なる要求貫徹の例を除いては、僅かに互讓（其の殆んど全部は労働者の屈辱）による解決に非ずんば、大部分は労働者の慘敗に終ると告げてゐるものである。今、右の中、特に注意すべき爭議を選んで、其の經過を叙べよう。

1 小野造船所爭議

○大阪市西區木津川 小野造船所 ○職工百八十名——立憲労働黨大阪造船工組合所屬（全職工數約三百五六十名）——○二月九日——三月五日

（原因）——

一 事業縮少の爲め二月上旬三々五々職工の解雇を爲し、常備に對しても臨時備同様解雇手當を出さぬことがあつた。

二 當時建造中の汽船（八〇〇噸）が二月二十八日進水の請負なりしを好機とし、二月九日頃より解雇手當等に關する取極めを要望せんとした。

（經過）——九日、左記の要求を提出したが、翌日拒絶された。

一 解雇手當として現行規定の二倍を支給され度きこと

二 三箇月以上の勤続職工を常備に編入され度きこと

三 工場が如何なる状態に立ち至るも解雇されざる限り現在の日給を低下せざること

十一日 怠業の状態顯れたる爲め臨時休業を宣す。十二日 第二回の要求を提出した。

一 工場主に於て職工を解雇せんとする時は此際全部を解雇し、第一回要求案により解雇手當を支給すること

二 臨時休業中は相當の手當を支給すること

立憲労働黨所屬職工全部は朝來、西區泉尾町第一青年團事務所に集合、交渉委員は藤田正毅外五名である。

十四日爭議に参加せる職工中、木船部花岡職長以下六十七名に對し「工場の都合により」との理由の下に突然解雇を申渡すと

共に、休業中の手當は支給し難き旨の回答があつた。其日職工は工場内に屯し焚火を圍んで盛んに氣勢を擧げ、解雇手當の即時支給を強要したるが、要領を得ず。十五日解雇職工に工賃及び解雇手當の支給を開始したるが、支給額に就き一致せず、更に左の要求を小野所長に提出するに至つた。

一 二月十四日附解雇されたる職工及び今後解雇すべき職工に對しては職工規則規定の解雇手當の五割増を支給さるべし

二 十四日解雇された職工及び今後解雇さるべき職工に對しては解雇豫告手當として日給十四日分を支給さるべし

三 臨時休業中の手當としては日給の半額を支給さるべし

（備考）——會社の解雇手當規定にては、一箇年未滿の勤続者には日給二十二日分、一箇年以上は一月を増す毎に二日分を加算す。

其後交渉不調に終り、二十日前記六十七名の解雇職工は、會社規定の解雇手當を受取り爭議は一段落を告げた様であつた。

然るに三月一日 會社は更に殘餘の立憲労働黨造船工組合に屬する打鋸工及び鉸鋸工四十七名を敲首し、解雇手當等一切支

給せざる旨を通知し、「包金」を以て追拂はんとした。二日 包金が解雇手當の規定額より不足の場合には突返すことに職工側の意見纏まり、午後四時、幹部三十名、造船

所事務所を押蒐く。然るに會社は「到底諸君の満足する丈けの手當を支給することが出来ぬ故、包紙はやめて、更に五日午後會

見し度し」と申込み、職工側は「今日中に解決せよ」と迫り、會社を代表せる武田技師と激論を始めたが、結局所長小野虎助氏に會見することとなり、工場隣りの小野

氏宅に押寄せた。小野氏はこの勢に恐れ、家根に逃れかくれたる爲め、居宅事務所、工場と手分けして、土足の儘家宅搜索を行ひ、投石の爲め硝子戸、器物等破壊され、支配人田中氏は袋叩きに遭ひ、小野氏妻女は子供を連れ逃げ惑ふ。斯る裡に居宅屋根上に小野氏を發見したる職工は、取り圍みて引摺り下さんとし、小野氏は屋根の上を右へ左へ逃げ惑ふ。遂に警官五六十名擁護の下に職工側代表者後藤田組合長以下六名を會見することとなり、職工代表者は小野氏宅

奥座敷に待受けたるが、小野氏は戦慄して遂に合はず、丸山泉尾署高等主任調停せんとせるがこれ又肯せず、遂に其日は會見不能に終つた。

(結末)——三月五日 泉尾警察署長の調停に依り解雇手當相當の「包金」を以て互讓解決するに至つた。

2 横濱船渠争議

○横濱船渠會社——○横濱造船工組合、造機技工聯合會 約四、〇〇〇——○二月二十一日——三月十三日

(原因)——其の原因として左の三つを數ふことが出来る。

一 横濱船渠會社内には二個の労働組合あり、一は「横濱造船工組合」にして、他は之に對抗し若くは制肘せんが爲め、造機部の數個の黄色組合が聯合して舊臘來成立せし「造機技工聯合會」である。事件當時千七百

名の組合員を擁してゐた。然るにこの造機技工聯合會も成立日を経るに従ひ漸次會社の命をうくる幹事の指揮に服せざる者を生じ來り、鬭争的氣分が次第に濃厚となり來

つた。折柄會社は昨年暮より職工より毎月日給の一割を據出せしめ共濟會の組織に於手し、本年二月上旬、會社重役と造機聯合會の幹部とが集つて協議を重ねたが、その際會社は共濟會に據出せる職工の利子を瞞着し、尙會社は當然支拂ふべき解雇手當もこの共濟金より支出せんと魂膽なることが明瞭になつた。茲に於て造機聯合會幹部も會社の爲めに籠絡せられんとしつゝあることを悟り、且つ組合員間の鬭争的分子に引づられ漸次態度を鮮明にするに到つた。

二 軍縮に依る失業の不安は、造船界に最も濃厚に感ぜられて來たが、横濱船渠に於ては造機部に最も冗員多き故に、最も多く失業者を出すべしとの豫想あり、造機技工聯合會は從來敵視し居たる造船工組合と協力して、この失業不安に對策を禁ぜねばならぬ様になつて來た。

三 兩組合の協同は從來の行掛りあつて仲困難なりしが、再三再四の交渉の結果、造機技工聯合會の日本勞働總同盟加盟を約し、二月廿一日夜、遂に、横濱造船造機同

盟會の成立を見、今後會社の態度に依り、方策を決定し、最善の力を致すべきことを宣言した。兩組合の提携は勞資間の關係を切迫せしめ、遂に二月二十日、會社をして兩組合の幹部を招き、何か會社に對し要求あらば腹藏なく申出づべしと促さしむるに到つたのである。

(經過)——二月二十一日兩組合の幹部は協議の結果

- 一 解雇手當、勤続六ヶ月未満の者は日給六日分を支給する事、六ヶ月以上の勤続者に對しては一ヶ月を増す毎に日給二分を加算する事
- 二 退職手當、勤続一ヶ年以上一ヶ年半未満は日給三十日分を支給し半ヶ年を増す毎に日給十日分を加算する事

の二箇條の要求を提出した。之に對する會社の回答に曰く、

軍縮に伴ふ失業手當の問題は全國的のものなるが故に、今日當會社のみが其額を決定することは困難である。造船業者の全國的標準に依つて支給すべし。加藤全權も歸朝せる故、何れ全國的の標準も決定するであらうから、それまで待つて呉れとあつた。職工代表者は協議の上返答すべ

き旨を告げて退出した。而して一同協議の上

會社の聲明する如く解雇手當を全國並とすることには譲歩すべし、其代りに解雇手當は軍縮よりの解雇のみならず、其他會社の都合による解雇の場合も同様にと修正すべし
と決議し、左の三條項の新要求案を作製した。

- 一 本年中は會社の都合により解雇することなく、尙ほ少なくとも第一第三日曜を除く外、定時間の就業を持續すること
 - 二 軍備縮小により解雇することある場合は、全國民間同業者に劣らざる手當を支給すること、但し今後第二回目の解雇迄は軍縮による解雇と見做すこと
 - 三 年齢五十五歳若くは病氣並に現役入營の爲めの退職を申出で會社が之を認めたる場合の退職手當は一箇年以上勤続者は日給三十日分以上を支給し以上勤続年數に依る増加支給率等は近く規定として一般に發表すること
- 右要求に對し、會社は
- 一 第一の定時間就業持續の件を會社の公文書に規定することは却つて職工を束縛する譯になるから不可能である
 - 二 第二の軍縮解雇手當は、關東同業者中の最大限を支給するが、全國を標準とす

ることは不可である、軍縮以外の解雇手當も他の會社に劣らぬ様支給すべし
二 第三の年齢は單に老衰とするが職工側に利益ならん、其他は同意する

と回答した。職工側はこの回答に對して満足し得なかつた。第一に、先には會社自ら全國的に決定云々を口に乍ら、今忽ち前言を食むが如き、而して、從來會社の言ふ事が實行された例は稀であるが故に、吾等は誠意なき會社の言に安心し得ず、と云ふにあつた。

職工側は廿三日より怠業氣分に入つたが四日間の怠業に、會社は遂に二月二十八日無期休業を宣した。而して建造中の軍艦及び多數の修繕船は、浦賀その他の造船所に依托した。一方職工團約四千名は各處に事務所を設け、醸出金に依つて軍資を整へ行商隊を組織して持久戰の準備をなした。三月二日會社は、爭議團幹部四十六名を誅首した。

同五日關東勞働同盟會の各組合、純勞働者組合、造船船工勞組合其他東京よりの來援者數十名、横濱驛に下車し、三千の争

議團之を迎へて演説會場に到らんとする途上、千餘の警官隊に阻止され、大亂闘の末、總同盟の松岡駒吉氏、東京鐵工組合の秋山清氏外爭議團幹部四名檢束さる、其夜の演説會に於ても亦十數名の檢束者を出す、六日造船工組合事務所五六百の警官に襲はれ、福岡金次郎氏以下四十餘名の檢束者を出す八日東京より自由法曹團を中心とせる、片山、松谷、官澤、谷、上村、飯塚、麻生、安藤、宮崎、大崎の諸辯護士來濱、造船工組合事務所の實地檢分をなし、負傷者の醫師診斷書を携へて、縣當局、各警察署を難詰し、夜人權蹂躪攻撃演説會を開く。

同日夕、檢束者全部釋放され、關西、足尾、名古屋、千葉等より來援するもの多く、全國労働團體より同情寄贈金續々集り來り、意氣旺盛となる。十一日會社は來る十三日より開場すべき通知を誡首職工を除いた四千人三百名に郵送した。爭議團は幹部會を開いて協議の結果、結束を固めて罷業繼續に決した。然るに十二日午後、造機技工聯合會は別に協議する處あり、十三日全部入場す

ることを秘かに決議した。之を傳へ聞いた造船工組合の憤激甚だしく、交渉の結果該決議をひるがへし、行動を共にし罷業斷行に決した。

十二日夕刻より爭議團は徹宵して海陸兩方面の警戒に勉め、夜の明くるを待つ、十三日未明、二三の入場者はピケットラインに阻止せられたが、夜の明くる頃、會社前は警官隊垣を作つて護衛し、之に對する爭議團の警戒隊は四方に走り、殺氣漲る。午前五時半、會社開門の汽笛の轟いた時は一人の入場者もなかつた。然るに午前七時横濱驛附近に集り、警官隊と會社々員とに護衛せられた約三百名の集團が、前後二回に分れて入場した。是は會社が前日狩り集めた市中の立ん坊と職工服を着せる守衛及び親友會と稱する組長級の組合との集團であると見られた。然るにこの機に乗じ造機聯合會の一千餘名は旗を押し立て雪崩を打つて入場した。この有様を見た造船工組合員は切齒痛憤したが、形勢既に非なるを見て協議の上、續いて入場。而して工場内は亂闘

修羅の巷と化し、三十餘名の檢束者を出し内四名は起訴さるゝに到つた。

十三日夕、爭議團は造船工組合事務所に幹部會を開く。夜更くる迄激論の結果、時機を待つて再起することに決し、『吾等は萬斛の涙を吞んで休戦を宣言す』なる宣言を發し、二旬餘に亘つた爭議の終息を見た。

3 石川島造船所爭議

○東京市京橋區石川島造船所——○造機工勞組合約二千八百名——○五月十一日—十九日

(原因)——

一 昨年の罷工以來、會社は造機工勞組合に對し暗々裡に壓迫を加へて來た。
二 昨年の罷工の時、會社が軟派職工と交した契約書は硬派の連中に癪に觸つてならなかつた。

三 五月九日一職工が一伍長と口論し其の爲め即時に解雇された。其の以前に殘業を拒んだ一職工も解雇された。

四 軍縮問題で氣にして居た所へ、此の様子を見て、職工の不當誡首近く行はるべしと豫感が生じた。

(備考) 昨年罷工の際、即ち十一月二十日に會

社が軟派職工に交付した契約書とは(一)硬派職工から被害を受けた場合には百七十日分の五倍の手當を支拂ふ事(二)川崎、三菱の如き多数の決議で少数を壓迫する如き場合は多数にのみ依らず少数意見をも認める事(三)硬派から頭目が批評を受けた場合には頭目を改選する事(四)工場外で軟派が被害を受けた時も會社側で其責任を負ふ事との四ヶ條である」

(經過)——五月十二日正午、造船部造機部の職工二千五百名が造機臺切場に集合して

一 昨年十二月二十日軟派職工と交した契約書の撤回

一 不當解雇者の復歸
一 笠原伍長、神野頭目の解雇

を決議し、委員五名を舉げて會社に交渉を開始した。午後零時半事務所に田中營業部長を訪ひ懇談したが、就業の上ならではと云ふので、職工は午後三時一先づ就業し午後四時から再度の會見交渉に入つた。然るに其れが不調に終つたのも、十三日午前十一時、職工大會を開いて夫を報告した。會社は十五日午後三時迄に協議の上返答する旨を言明した。

十五日午後四時、田中營業部長は委員と

會見し、要求全部拒絶の回答を與へた。鳴を靜めて待つてゐた全職工は十六日午前十一時半から開かれた全職工大會に左の回答が傳へらるゝや、飽迄要求貫徹に努力することを決議し、更らに鐵工、起重工其他各部から一名宛の委員を選出して會社に最後の回答を要求することゝなつた。

十七日も職工大會が開かれた。午後は殆んど怠業状態に陥つた。午後四時食堂内に二百名の職工組長を召集して内田支配人は左の通り明言した。

『工勞組合が出来てからといふものは何彼につけ會社に反對したがつて困る、外の善良な職工も之が爲に仕事を妨害せられることになるから會社としてはさうした仕事を好まぬ職工は退社して貰はねばならないし、退社を肯ぜぬものは宛も茂つて困る雜草の様なものであるからどしどし刈取つて終はねばならぬさうして會社の爲に働いて呉れる心のあるものだけて此不景氣に處して行かねばならぬ』

それと同時に、會者は工勞組合幹部職工十六名に對し、速達郵便で解雇通知を發した。

此處に於て十七日午後七時より、勞働組

合同盟會では緊急代議員會を開き、交通勞働組合、正進會等に團體代表者集合、「職工に對する會社の態度には全然誠意なし、此際同盟會所屬各組合は全力を盡して援助す」といふ申合はせを爲した。

然かし會社の態度飽まで強硬であり、警察の警戒極めて嚴く、且つ昨年の爭議の瘡痍未だ癒えざるものあり、職工は漸く軟化の狀を示し、製罐工場在勤の工勞組合幹部二十餘名は高山理事長に幹部辭退を申出づる等、足並は亂れ始めた。職工側の作戦は悉く裏切られて仕舞つた。

斯くて十九日午後七時から月島勞働會館に組合幹部會を開き、八工場七十名出席、首者交々演壇に下つて悲憤の涙を絞り、「昨年の爭議後まだ幾何もなく遺憾ながら此際は隠忍し他日を待たう」と云ふ高山理事長の議に賛意を表し、慘敗の幕を閉ぢた。

此の爭議中、同造船所が造つた驅逐艦「莖」と「蓬」とに工事不正があつたと云ふことが職工の口より發露して、問題となつた。

4 大阪鐵工所の争議

五月二十七日大阪造船労働組合及大阪機械労働組合の労働者大会が開かれ、工場委員會の有名無實なる制度が、切迫せる労働者の利害關係を瞞着する機械たることを指摘し、職工規則を制定公表し、明文を以て職工の利益を保護すべきことを決議して、會社に迫るに到つてから、數月に互つて醸成され來つた労働不安は極點に達し、會社が明答を回避するや、全工場怠業状態に陥らざるを得なかつた。

かくして數日の後左の要求が提出せられた。

- 一 解雇手當一年未滿は日給五十日分を支給、以上一ヶ月を増す毎に四日分を支給すること
- 二 退職手當を共濟會と同額に支給されたきこと
- 三 造機獎勵金二割五分を本給に直すこと
造船割増金三割を本給に繰入ること

會社は右の要求の受理を拒むと同時に交渉の衝に當れる造船造機の代表者長谷川義高、大杉捨吉の兩氏を解雇した。職工側はこの處置に激し、更に左の二項を附加した

要求書を提出した。

- 一 職工長を公選とすること
- 二 暴風雨又は停電の爲め臨時休業する場合は日給の全額を支給すべきこと

右交渉委員長谷川、佐上、豊岡氏等七名重役を歴訪して交渉を重ねたが、要求は空しく拒絶せられた。

斯くして六月五日、會社は突然『職工の反省する迄臨時休業する』旨を揭示し、工場を閉鎖した。

爾來職工團は、工場廣場前に示威演說會を開いたが、官憲の干涉の爲め三日にして中止せざるを得なかつた。十日夜は天王寺公會堂に於て、大阪鐵工所糾弾演說會を開き『我等は今日迄合理的に戦つてゐたが合理的運動は行詰つた、モウこの上は決心せねばならぬ』と云ひ『官憲は資本家の走狗として吾等に對抗するのだ』と宣言し、『最後の一人迄闘ふのだ』と決議した。其夜雪崩を打つて場外に出た群衆は山岡社長の邸を襲撃せんとし、十數名の檢束者を出した。

然るに十二日夜市民館の演說會散會後も二百餘名の一隊は一重役の宅を襲ひかくあ

るべしと警戒せる警官の一隊と衝突し、再び十數名の檢束者を出した。

十三日は、屋外集會を絶対に禁止せられなからず、汐干狩に藉口し、櫻島海岸に集合して結束を謀つたが、其夕争議團本部は警官の爲め包圍せられ、五十三名の檢束者を見た。

其後兩者對峙して下らなかつたが、會社は職工團の結束を切崩し得る自信を得たるか、二十七日を以て工場を開くことを宣言した。これに對して直ちに職工大會が開かれ、

- 一 吾等は會社が反省する迄は絶対に入門せず
- 二 労働者を售り、争議團の行動を裏切りたる者は白表を制定し全國の労働團體に送付する事

等を決議し、態度を決する處があつた。

二十六日——工場を開く前日解雇状を争議團の幹部と目すべきもの百二十名に對し發送した。

二十七日未明より、争議團は要處々々にピケットラインを敷き極力入場者を阻止し

たが、當日新聞の報する處に依れば、入場者は職工全員二千七百に比し、僅々二百五十に充たなかつた。二十八、二十九日は更に減少した。

其後職長團、櫻島町民等調停に立たんとしたが、更に効果はなかつた。

二十九日、再び天王寺公會堂に糺彈演說會を開いたが、その散會後、五百餘の群衆は一隊となつて再び山岡社長方を襲はんとし、阿部野橋に於て警官の一隊と衝突し六名の檢束者を出した。

斯くして鬪争的な傾向か助成されて行つたが、一方爭議團の見張人はその日その日に悉く檢束され、形勢は漸次爭議團に逆にならざるを得なかつた。而して惡戰苦闘の三句は、家計上の苦痛次第に加はり、結末次第に困難となつた。時も時、同じ大阪に於ける伸銅工組合の瓦解を誘いた住友伸銅所の爭議の慘敗は、いたく志氣を沮喪せしめ、七月四日天王寺公會堂に於ける職工大會に於て硬軟の議論を沸騰せしめた後、吾人は是以上戦ふことの不利なるを認め軍を載めて七月五日より就業す

なる決議をなし、三句に涉る爭議は職工側の敗戦に終つた。

5 大阪住友伸銅所爭議

經濟界の不況によつて、事業縮少を餘儀なくされた大阪住友伸銅所に於ては、六月に入つて愈々職工に對し退職の勧誘をなすことゝなつた。日頃温情主義を標榜した住友に取つては極めて具合が悪い話であるが、こう成つては仕方がない。

それを見た職工は日頃觸るゝことを恐れてしかも有り得べきことゝ心配してゐた大きな問題にぶつかつた譯である。斯くて續續退職希望者が出て、其の數六百に達すると云ふ有様に成つた。然し會社に取つてはそれだけの退職者では迎ても豫定の減員に達しない。此の状態を見た職工の方では直ちに「馘首」を豫想せむるを得ぬことゝなつた。

斯くて伸銅工組合は七月二十三日夜臨時幹部會を開いて、「縮少減員の範圍」に「馘首の有無」に「馘首の場合手當と増額する」ことの聲明要求書を可決して、直ちに會社に提出

した。會社は之に對して無論回答を拒絶した。茲に於て二十四日朝七時工場へ入場した職工は之を聞いて直ちに罷業を行ひ、工場内に集合して代表者を選び、更らに會社と交渉せしむにことにした。工場に於ては此の形勢を見て、即時一來る二十八日迄五日間工場を閉鎖する旨の掲示を出した。實行委員の交渉顛末を聽くべく工場内に腰を据ゑてゐた職工連は、午後二時半頃、會社側から「實行委員は既に退出した」旨の掲示に接し、俄に動搖し初め、長蛇の陣を作つて革命歌を高唱しつゝ工場内を練り歩き通用門より退場せんとする所へ、伸銅工組合幹部の會旗を押立てゝ來合はすに會し、再び工場内に引返し、職工食堂に集合して實行委員の報告演說會を開き、氣勢を掲げ三時五十分會旗を先頭に退場して組合本部なる北區西野田吉野東之町因順寺に繰込み休業中は毎日午前十時までに職工一同本部に集合結果を固むること

を申合はせ、六時散會。夜、七時半より大阪聯合會は大阪聯合會

本部に罷業統制権執行委員会を開く、賀川西尾現事をはじめ委員三十名集合、三時間に亘る協議の後、大阪聯合會は伸銅工組合と中堅勢力を認むるが故に無條件にて全市に亘る各産業別組合全部をあげて伸銅工組合と一致的態度を取り組合のつぶれるまで飽まで戦ふ」ことの決議をした。

二十五日午後會社は五百名を誡首し、且つ書留郵便を以て、實行委員宛左記の回答を寄せた。

拜啓昨日小生等へお話の次第も有之勞急速研究協議の上本日一切を決定發表致候御承知の通り募集開始以來の實況は平靜圓滑を缺き且應募者作業の一局部に偏せる等の爲め已なく申出によらざる解雇者相當多數を出すに立至り候段誠に遺憾千萬に存候尙給與金に就ては既に十分考究の結果に依るものにして此上何等變更の餘地なく増額は到底不可能にして御希望に添兼候次第不惡御了承被意下度右爲念御通知甲上候勿々

右の回答に接して、伸銅工組合は同夜緊急幹部會を開いた。

三十六日午後一時、中之島中央公會堂に伸銅工組合大會を開き、賀川西尾理事其他の應援演説あり、左の決議を可決し、

一、我等は住友伸銅所の陰險なる挑戰的態度に對し成敗を度外視し労働運動のため戦はん事を期す右決議す
六月二十六日 本工場職工大會

更らに左の三要求を可決した。

- 一 團體交渉權を認むる事即ち日本労働總同盟伸銅工組合を交渉團體として誌むる事
- 二 加給獎勵の本年の平均率を本給に直す事
- 三 今回の解雇者には今回の支給額の外に日給の三百日分を支給する事

右に二十八日まで回答すべし

尚ほ休業明けの二十九日については「二十九日工場を開扉するも斷じて入場せず」と決議した。約二千の聴衆は會旗を先頭に土佐堀川に沿うて西に向ひ市廳舎南手に差し懸つた所、同所裏門内に隠れてゐた警官隊と衝突し、混亂を呈檢し、束者を生じた。

二十七日午後五時組合は緊急幹部會を開いて、二十九日の勘定日には全部の給料を一括して、同組合顧問中村辯護士に受取方を委任することに決した。同夜、會社は西阪代表に宛て左の如き回答を郵送した。

(前略)廿六日附書面を以て貴殿外兩氏より職

工大會従業員一同の代表として御來示有之候へども代表の性質等分明致さず自然回答致し兼ね候のみならず御來示の内容についても當所に於て實施の意思なきものと御含み置き下され度候(後略)

會社は二十六日より二十八日の三日間、退職希望者及び解雇者計一千二百五十八名に對して、退職手當の交附を爲し、最高額は七千圓のものがあつたと宣傳し、且つ二十八日には

「来る二十九日は午前九時から午後一時までの間に賃銀及び期末賞與を渡しますから適宜の時間に表門から入場して下さい、當日は作業は致しませぬが御出になつた方には日給を差上げませぬ、尙ほ此際種々のことを云ひ觸らしてゐる人達もある様に聞いてゐますが一向頓着なくそれ等の流言には迷はされぬ様注意して下さい、當所では出來るだけ皆さんの御安心を計る様努めてゐます、又三十日は豫て揭示してある通り公休日になつてゐます、尙ほ當日は有物調は致しませぬ」

と云ふ勧誘狀を二千名の職工に郵送す。

斯くて職工の足並は崩れ初めたのである。

之に對して組合側では二十八日來

「會社は更に六百の誡首をするものと見える、我等は結束して要求の貫徹に努めればならぬ」

と云ふ宣傳ビラ二萬枚を撒布し、午後六時より中央公會堂に第二回職工大會を開會した。聽衆約二千五百名。

休業明けの二十九日には中村辯護士は七百名の委任狀を携へ、爭議團の勞働歌に送られて會社に赴き、給料引取方を交渉したが、形式不備等の爲めに二百名分の給料丈けを受取つて歸つた。然し其の日の出勤者は、組員幹部の毎夜の個別家庭訪問にも拘らず、全數の約半分を見た。斯くて三十日の定休日を経て、七月一日には爭議團の計畫は全く裏切られて、四分の三の出勤者を見、工場は作業を開始した。事茲に至つては萬事全く休す、午後七時西區對込町淨友俱樂部に緊急委員會を開く、出席者三百名、西坂實行委員によつて左の宣言を朗讀され、滿場涙を呑んで之に承認を與へた。

宣言

我等は武運拙く敗れたり永久に恨を呑んでここに兵を戦む、理想に達するは尙は遠し、今多くの同志と袖を分つは情において忍びざるも再會の時は眞に我等が望む社會の實現するの時ぞ、我等は永久にこれを忘れず茲に惨敗を宣言す

勞働爭議

6 京都澤田合金の爭議

京都市に於ける一合金製作所四十名に足らざる職工の爭議であつたが、その傭主糾弾演說會を於て端なくも國粹會々員の暴行事件起りたる爲め、勞働運動史上の一記録たるに到つたのである。

爭議の起つたのは八月二十日であつたが、八月二日、岡崎公會堂の演說會は、數百名の正私服の警官に警戒せられ、演說は殆ど悉く中止に遭ひ、最後に辻井京都聯合會長の演說が中止せらるゝや、群衆は總立ちとなり、殺氣溢る。混亂中ビラを撒布せる者二名檢束せられたる爲め激昂せる群衆は五百餘名一隊をなし、川端警察署に檢束者奪還に押し寄せ、大衝突を惹起し、負傷者を見るに到つた。

越えて九月七日夜、三條青年會館に於て再び演說會が開かれたが、警戒は更に物々しいものがあつた。而して同夜開會前國粹會幹部は、同會員百名の入場料二十圓を支拂ひ、百餘名の國粹會員は續々自動車に分乗し會場に乗り着けた。そして會場内に於

て國粹會員の徴として白布を分配した。

同夜の會場は文字通り立錐の餘地なきまでであつた。開會後二三名の演說を終り、阪神爭議の馘首者大山氏中止を喰ふや、階上の聽衆中よりの官憲の横暴を罵る絶叫をきつけに、豫て機會を狙つゝあつた國粹會の同勢は、一幹部の合圖に依つて、忽ち用意の白布を鉢巻とし、一齊に演壇に殺到し或は器物を破壊し、或は主催者側の者に暴行を加ふる等あらゆる亂暴狼藉を恣にした。

それが爲めに司會者佐々木氏及大阪より應援に來れる瀬野氏其他數名は全身數ヶ所に打撲傷を負ひ、京都聯合會の奥村氏は頭部顔面に裂傷を負ひ、聽衆中相手したるが爲めに暴行を受け、重傷を負へるものさへも出來た。

然るに臨官の百餘名の正私服警官は、これ等の暴行を眼前にし乍ら敢て之を取り鎮めんとせず、却て彼等の暴行を援助せるかに見えたとは、翌日より數日に亘つてすべの新聞紙の一致せる記述であつた。のみ

ならず、當夜負傷せる者を「保護」を名として警察に引致し、長時間の取調をなしたるに拘らず、暴行を爲せる者の捕縛せられたるものは一人も見なかつたのである。

負傷したる者四名は、國粹會京都支部幹事長を始めとし暴行を働きたる會員を告訴し、更に國粹會の指揮者と示し合せたる疑ありとして五條警察署長及び場内取締の警官をも告訴した。

其後十月廿五日に至り、豫審決定し、國粹會員五名は起訴されたが、本件はなほ未決定である。

7 大島製鋼所争議

嘗て大正九年三月、賃銀値上、八時間労働實施を要求して争議が起つたが、裏切り職工の輩出と、官憲の干涉の爲めに敗れ、労働者は内に演腔の不滿を抱きつゝ、東京の工場でも比較的極めて安い賃銀を忍んでゐた。其後會社は屢々賃銀値上をほのめかしたが、本年八月に漸く平均三割の増給が實現せられた。

然るに九月十四日の給料日になつて、從

來の平均六分の歩金が二分三厘に減ぜられてゐることが發見された。結局總收入は減少することになつた。職工はこの惡辣なる手段に憤らざるを得なかつた。越えて九月三十日の給料日には、動力部職工七名の勘定袋から歩金が全部消えてゐた。そしてそれは新任組長の高い給料の一部に引當てられたものであつたことが發見された。七名の動力部職工は組長排斥を申出したが、會社は直ちに七名を無手當で解雇した。

茲に於て久しく憤滿の情を押へて來た職工も黙する能はず、二百六十名の職工は協議の結果、十月五日、日給歩合四割増、解雇手當及び退職手當支給、其他の要求を提出した。會社は七日、七厘の歩増を容れて他を拒絶し、十日、怠業に對抗して工場閉鎖を斷行、十二日、四十名を解雇した。

職工は大島労働會館に争議團本部を置き、結束を固めて對抗することに決したが、所管警察署の干涉甚だしく、十八日には争議團本部の集合へ多數警官を派し解散を命じ五名を檢束し、二十日夜の經適報告演説

會も解散を命ぜられ三名の檢束を出した。

三十日の賃銀支拂日には更に警官との衝突を見たが、十一月二日、歩増金支拂の約束あり、同日午後職工百二三十名會社に出頭せんとするや、警官は堅く門を閉ぢて入場を拒んだので、職工は門を破り雪崩を打つて突入し、事務所及び工場内の硝子戸を破壊し、遂に官憲との間に大亂闘を演ずるに到つた。其結果殆ど全員檢束せられ、六十三名は收監し十二名は拘留せらるゝに到つた。

かくして抗争月餘、十一月十二日午後、争議團代表者と會社との最後の交渉の結果左の條件を以て解決した。

- 一 解雇された職工七十餘名に對して總計四千圓の手當支給
- 一 收監者六十三名に對して一千圓支出
- 一 罷業團へ一千圓支出

三 化學工場

主なる争議を生じた工場及び其の發生した月を擧ぐれば、

- 八千代護謨株式會社(大阪府西城郡)(一月)
- 東洋燐寸株式會社(神戸)(一月)―關西燐寸労働組合應援

東洋製紙會社(大阪府西成郡)一月—日本勞働總同盟大阪聯合會應援

日本染料株式會社(大阪市西區)一月—同上
西大寺製紙株式會社(岡山縣西大寺)三月
リバープラザ—石鹼西宮工場(兵庫縣西宮)三月

古河製紙會社(大阪府外鯉江町)五月
瀬戸陶器株式會社(愛知縣瀬戸町)五月
攝津製油株式會社(大阪府北區)五月—十一月

鹽田工場外六燐寸工場(神戸附近)五月
赤松燐寸工場(神戸市)六月—神戸燐寸工場
盟會

燐寸十工場(明石市)六月
ダンロップ護謨極東株式會社(神戸)六月
大阪化學肥料會社(横濱子安)六月
三護謨工場(神戸)六月—日本勞働總同盟

神戸聯合會

堀田ラバー工作所(神戸)六月—同上

中央燐寸工場(明石市)六月

堺化學工藝研究所(堺市)七月

宮城製紙株式會社(仙臺市)七月

松村陶器會社(名古屋)七月

東神護謨會社(神戸市)七月—革正婦人協會

由良セメント株式會社(愛媛縣)七月

奥田防水布株式會社(兵庫縣伊丹)九月

日本エナメル會社(大阪府外鯉江町)九月—

各組合

日沙護謨工場(兵庫縣西灘)九月

三田土護謨製造合名會社(東京市本所區)九月

月—日本勞働總同盟關東同盟協同會

日本陶料株式會社(京都)十二月

戰時中發達した化學工業が、平和克復後著しい打撃を蒙つたのであるが、其の影響として大正十一年中には割合に多數の爭議を此の部門に發生せしめてゐる。而して其の原因は最大の部分を事業縮小による賃銀引下げ若しくは解雇に有してゐる。失業の脅威に對して保障を得んとする勞働者側の要求も殆んど凡べてが撤回を餘儀なくされてゐる状態であつた。

今、左に右の中、特に注意すべきもの二三を選んで、それが叙述を試みるであらう

1 東洋燐寸爭議

○神戸市下澤通六丁目、東洋燐寸株式會社—

○職工約三、〇〇〇(下澤、塚本、荒田、中道、三川口、正慶の各工場職工全部、二宮、雲井、松原三工場職工の大部分)—〇一月十二日—十五日(罷業十三日より三日間)

(原因)—要求

- 一 細軸以外全部一臺に對し十一錢三厘に値上すること(現在十錢三厘)
- 一 太軸を細の機械である場合には一臺に對し十五錢にすること(現在、十四錢五厘)

一 替樞を取消されたこと

(結果)—黒六厘一臺に對し五厘値上の外、全部無條件服業

(調停者)—湊川警察署長

2 日本染料の爭議

○大阪市西區川岸町日本染料株式會社—○職工五一一名(内約二五〇は大阪聯合會々員)—〇一月二十五日—二十日

(原因)—

- 一 昨年解雇手當の規定を發表したるが其額が他の會社に比して極めて少額なりしこと
- 二 屢々職工の要求せる臨時手當の本給繰り入れを實行せざりし爲め、兼ねて不平ありしこと
- 三 數日前、第一色素工場勤務の職長以下六名の熟練職工を、出て行けがしに平職工とし工作部に轉勤せしめたること

近來會社の營業状態不振の爲め、失業の不安に驅られ居たる職工をして、高給職工淘汰の前提なりと觀測せしめ、之が對策として要求書を提出するに至つた。

(要求)—

- 一 自今會社側より解雇の場合は一年未滿六

十日分、それ以上一月を増毎に四日分を加算し手當を支給の事

二 辭職の場合には前記解雇手當の半額

三 現在の手當金を本給に繰上げ二割の増給せられたき事

四 寄宿舎及び職工食堂賄方を全部會社直營にせられたき事

五 寄宿舎以外の者には若干の住宅料を支給する事

六 年二回の定期昇給執行の事

七 一週間以内の公病傷缺勤者に其當時の皆勤賞を與へられたき事

八 醫務局の醫師の出勤を各社員同様にせられたきこと

九 購買組合を設置せられたきこと

(經過)——一月二十五日、前掲の要求書提出。二十八日正午を以て回答期とす。二十八日正午、會社は職工側代表者先山藤七倉關勘太郎、川本清次の三氏に對し左の解答書を交付した。

- 一 會社の現状は毎營業年度尠からざる缺損を生じ政府より受くる補助金も亦豫定以下に少額にして辛うじて作業を繼續しつつあり
- 二 政府の補助あるが故に損失の場合に於ても猶ほ經費の増額を爲し得るものと考ふるは誤なり
- 三 現在の待遇は目下の場合會社の爲し得る

限りを盡しつつあるものにて現に昨年六月に於て一般に昇給を爲し又十二月に於て勤績賞與として約四千圓の支出を爲したる等に依つて明かなり

四 會社は何等の事故なくして精勤なる職工を解雇する意志なきことを言明す

五 右の狀況なるに依り職工諸子が會社に信頼して現職に従事する事を希望す若し夫れ之れに満足すること能はざる人々に於ては平穩に職を辭して他に轉職せらるゝの外なきものと信す

六 今回提出の歎願書に依り職工諸氏の意の在る處は之を了とすも遺憾ながら會社は今日の狀態に於ては之れに考慮を加ふる餘地なきを以て各條項はこれを拒絶す

七 今後と雖も會社は機會を得るに隨ひ是等待遇の改善其他の事項については常に考慮を加へ漸次實行するの意志を有せり

會社は要求各條項を全部拒絶し、氣に入らざれば出て行けがしの極めて強硬なる態度に出でた。しかし職工は猶ほ罷業を斷行せず、怠業狀態に於て交渉を重ねて居たが二月一日午後五時、會社は突然、六日午前七時迄休業する旨を掲示し、工場を閉鎖した。職工側は西區四貫島町なる爭議團本部に集合、善後策の凝議をなす。二月五日傳法町永樂座に於て演說會、大阪聯合會より

塚本、東、金正、安藤の諸氏出席、二月六日、休業明け、朝職工全部出勤、怠業に出づ、同日午前十一時、會社は更に十三日迄休業する旨を發表し、職工側は喊聲を揚げて退出した。同日社長中谷廣吉氏(前農商務次官)は爭議の經過を重役會に報告し、併せて農商務省に陳情の爲め、上京す。十日夜、會社は謀者と看做せる職工四十二名に對し、内容證明郵便を以て解雇の通知を發し、同時に一般職工に對し、

- 一 休業中二週間分の給料は支給せざる事、但し溫順の意を奏する者に限つて幾分を支給する事、十三日に出勤するも怠業の舉に出づる時は即時工場を閉鎖し、猶ほ解雇するやも計られざる事
- 二 通過した。職工は大に憤慨し、傳法町永樂座に集合協議の結果、左の各項を決議した。
- 一 十三日の休業明けには職工全部定刻に出勤怠業をなす事
- 二 解雇職工は當日打揃ふて社長に面會、解雇の理由を詰問する事、但し理由不徹底の時全職工の解雇を迫る事
- 三 七名の實行委員に依て休業中の給料並に解雇手當を請求する事

四 被解雇者に對し一般職工より日給三日分を支出し贈與する事

十二日正午より、傳法町永樂座に於て演說會を開く、十三日(休業明け)午前七時四百餘名の全職工出勤、事務所の周圍を勞働歌を高唱しながら示威運動を行ひ氣勢を揚げ、實行委員八名は社長中谷氏を訪ひ

一 會社より命じた臨時休業中日給を給與せられたきこと

一 爭議團有力者四十二名の解雇理由を説明せられたきこと

一 會社側に於て圓滿なる解決方法を實行せられたきこと

の三ヶ條を提出した。之に對し社長は東京に於ける重役會議の結果全部解雇するやも知れずと仄かし、強硬なる態度を持し、

一 四十二名を突如解雇した理由は會社の事業を繼續するに不便なりしに因る

一 休業中は賃金を支拂はず怠業せざるものに對しては何等かの方法を取るべし

一 一般職工に對しては待遇を漸次改善すべし

と回答した。

十四日より罷業。爾後毎日西區春日日出大師堂に集合し結束を計る。十三日夜一般投

票に依り罷業決行を議決したるが、なほ同協議會に於て決定せる處に曰く

一 前解雇職工四十二名と同様全職工を解雇すべく會社に逼ること

二 寄宿舎止宿の職工は事故ある毎に相談委員に申出づること

三 給料は各部一名づつ代表者を選んで受取るること

四 軟化職工の家庭を訪問し罷業監視を嚴重にするること

午後二時(十四日)交渉委員は右第一項の要求を提げて社長と會見したが、更に要領を得ず。會社は此日出勤した六十一名の職工を終業後も歸宅せしめず寄宿舎に寢食せしめ、一部作業を開始す。尙ほ社員を派し職工の家庭を訪問せしめ、復職勸説に努む。十五日 正午各部代表者は委任狀を取纏め會社に出頭給料を受領す。

十八日 午前十一時陳情の爲め上京せる委員横山嘉作、藤本金一郎兩氏は鈴木文治氏同伴、農商務省に四條工務局長、吉野工務課長訪問、爭議の原因經過を陳述し、鈴木氏も亦「貴下より誠意ある回答をする様會社に通告されたき」旨を述べ、四條局長は

「目下染料は獨逸品と競争中にて會社の苦境もある程度まで寄せられ度い、且つ財界沈滞の今日であるが、併し諸子の生活上の問題も重大であるが、保護工場になつて居ても當省で彼是することの出来るものではない、唯斯かる爭議は國家の爲め憂慮に堪へぬから極力努力しましょう」と言明した。

(結末)——爭議の繼續すること約一月、會社の切崩し策、漸次效を奏し、二月二十日以後に於ては、罷業團の幹部を形成せる約五十名を餘すのみ、他は總べて軟化し會社は完全に操業を開始し得るに到つた。隨て要求の如きも不得要領に葬り去られた。

3 日本エナメル爭議

大阪合同勞働組合に屬する今福支部の就業工場なる日本エナメル會社の爭議は、同會社が組合勞働者を工場より驅逐すべき目的を以て、前記支部の幹部二名の辭職を強要したことに端を發した。而して右辭職を餘儀なくされたる一人は勤續七年、他の一人は勤續十年に及ぶに拘らず、會社の支給した解雇手當は僅々三十日分宛に過ぎな

つた。茲に於て全従業員は會社の處置に憤慨すると共に、解雇手当制度の不備なるに不安を感じ、九月十三日、交渉委員六名を選出し、解雇手当の制定を要求した。然るに會社は従業員の要求は斷然拒絶すと揚言し、同時に左の解雇手当を従前よりの規定なりと稱して公表した。

一年以上二年未満 二十日分乃至二十五日分
 二年以上五年未満 一年に付十日分
 五年以上十年未満 一月を増毎に一日半分
 十年以上 一月を増毎に二日分

従業員はこの發表に對しては悉く不服を稱へ、其日午後三時より結束して工場を引揚げ、罷業を始めた。其夜より各組合の應援者は續々繰り込み、罷業團員の結束は強固になつて行つたが、翌々日の朝よりは、官憲の取締り嚴重を加へ、大阪方面より來る各通路を見張り、應援に來る者を有無を云はさず全部檢束した。これ等の處置は却つて爭議團の意氣を昂げ、爾來一週間、一人の裏切者をも出さず罷業を續け、十九日に到り會社の讓歩に依り

一年以上二年未満 二十五日乃至三十五日分
 一年以上五年未満 十五日分

一年以上三年未満 一年に付十五日分
 五年以上 一ヶ月を増毎に二日分
 とし別に勤続慰勞金を支給することを以て、妥協し、解決を見た。

四 飲食物工場

其の主なる爭議を發生せしめた工場及び發生の月を列擧すれば、

森永製菓株式会社大阪分工場(大阪府西成郡)
 (五月)

野田醤油株式会社(千葉縣野田町)(六月)(七月)
 月—日本労働總同盟大和民勞會

富士アイスクリーム製造株式会社(東京市深川區)(七月)

福島製氷株式会社(福島市)(十月)
 冷造豆腐株式会社(大阪市南區)(十二月)

右の中、賃銀値上要求に原因するもの多きが、其の結果は殆んど不詳である。恐らく自然消滅に歸したものであらう。唯だ其の中、野田醤油會社の爭議は其の發生原因を少しく異にし、労働組合との交渉、殊に大和民勞會との關係等少しく注意を拂ふべき價值あるものであるから、左にそれに就いて經過の大要を叙べよう。

野田醤油の爭議

大正十年十一月、日本労働總同盟が千葉縣野田町に支部を設置してより十五工場千餘名の職工の加盟を見、本年四月廿四日には會旗掲揚式を擧げ、組合の勢力隆々たるものがあつた。

斯かる間に同組合支部に於ては労働會館建設の議熟し、組合員より釀金して、同野中野臺に千三百圓を投じて土地を買入れ、建築に着手する手順である。それに就いて同支部員は野田醤油株式会社に對して其の補助金の寄附を中込んだ。かくて六月三十日午後七時同會社に赴いて其の要求を爲した處、拒絶する所と成つたのも、同夜千二百餘名の職工は清水公園に集合し、町に出で、示威運動を行つた。翌七月一日は組合員は終日各所に協議を爲して、夜又もや示威運動を爲さんとしたが、警察署の嚴戒によつて、其の事なく、十二名の代表委員を選んで重役と再度の會見を求めた。會見の結果、夜十一時に至り、建設費寄附の代りに、職工一同に對し今月分より釀造部は一入月三圓宛の増給、更らに割増し仕事は從

來の一部二十錢を二十六錢四厘に、また從來半給の五十五錢を六十六錢に値上げすることの互讓案にて解決を告げた。而して此の爲めに、從來親分として各労働者より年四圓宛の頭を刎ねてゐたものが無用となり、全く勢力を失墜した。

然るに七月十七日に至り、同會社の桶職工の間に兼て待遇改善殊に親分の頭刎金撤回についての要求があつたもの、其の實現が見られないので、遂に同盟罷工を斷行した。然るに二十二日に至り會社職工兩側よりの代表者會談の結果、漸く妥協案が成立し、毎日の賃銀の外に、月六回分の理髮料を給與することとなり、警察側よりは親分の頭刎金を之を手數料として親分子分の關係を除くことを提議し確立して、圓滿の解決を見るに至つた。

然るに此處に突如として一椿事が突發した。それは野田労働會に屬する職工が、元同會の幹部をして除名され同會に對し恨を含み、種々妨害を試み、殊に今度の桶職工の罷工に際しては反對の親分側の爲めに奔

走してゐたと云ふ職工木村淳一郎(三才)を遂上に殺害したと云ふ事件が翌二十三日の夜に起つたのである。

茲に於て此の殺害の原因は、資本家が被害者を使喚して労働會幹部を亡きものにせんと企て反つて労働會側の職工に殺害されたものであらうと云ふ事で、野田醬油會社の醸造庫機關部の職工千八百餘名は同盟罷業を執行するに至つた。

此の罷業は二十六日まで續いたが、町有志の奔走で二十七日早朝復業することに成つた。

野田には既説の労働會(日本労働總同盟支部)の外に、之に對抗して大和民勞會の團體があつた。而して此の出來事を奇貨として折角の労働會が覆される様なことがあつては一大事と、總同盟本部よりは二十六日夜、内田留次次郎、大西俊夫の兩氏、二十七日には赤松克麿氏が來て、善後策を協議し、左の「組合員諸君に告ぐ」といふ膽寫版刷を各工場に配布し、二十七日午後三時より組合員一同を本部に集めて總同盟の態

度及び組合員の採るべき必須事等を演説した。

今回かくの如き事件の起つたことは組合としては實に残念に思ふ處であるしかし組合自身としてはこの事件に何等關係はないのであるこの事件が如何なる結果になるかは官憲及び辯護士諸氏の調査審判によつて明白になるのである(中略)我々の最も注意を要する點は組合を動搖せしめないことであるこの事件のためには組合が潰れるやうなことがあつては組合員諸君は今後どんな苦痛を味ふか知れない諸君は飽くまでも組合をしつかり維持せよ若し會社其他の者が此の事件を無理に組合にかこつけて組合を潰すやうなことがあれば我々は猛然起つて戦はねばならぬ(下略)

野田町は殺害職工の檢舉、收監、起訴の報と、總同盟に對する大和民勞會の復讐の噂とで戦々競々としてゐたが、日の經るに従つて、漸く靜穩に歸した。二十八日には東京自由法曹團より片山哲氏等來町して收監者に對する善後策を講じた。

收監されたもの二十二名、中一名は獨房裡に死亡し、九月二十八日に至り豫審決定を見た。(尙ほ本編第三章中を参照せよ)

五 雜工場

主なる爭議を生じた工場を示せば左の如し。

a 印刷工場

關東印刷株式會社(埼玉縣浦和、大宮、川越)

〔四月〕

京都日出新聞社(京都)〔十二月〕—京都印刷工

組合

b 其他の工場

旭家具裝飾株式會社(東京市芝區)〔四月〕

背囊製造工場廣瀬商會(東京市京橋區)〔四月〕

關西刷子會社(大阪市西成郡)〔五月〕—日本勞

働總同盟刷子工組合

豐橋市外各製材工場(六月)

和歌山縣東牟婁郡各製材工場(九月)

小宮元結工場(東京市外)〔十一月〕

服部製材所(名古屋市)〔十二月〕

左に京都日出新聞社爭議を略述しよう。

京都日出新聞社爭議

經費緊縮の方針の下に、印刷工の賃銀の値下を計畫して居たことが探知された爲め九月以來同社印刷工の間に動搖があつたが、十一月に入り社では高壓的な態度に出で、罷工破り二十名程を大阪方面から移入して同月二十一日夕突然三十餘名の印刷工に對し、

- 一 從來の日給制度を月給制度に改正する事
- 二 夜業手當を改正する事
- 三 手當金を廢止する事

の三項を發表して即答を求め、尙ほ二十七日午前十時迄に出勤せざるものは隨意退社したものと認める意味の告知をした。三項の改正案は要するに賃銀收入約四割の減少となる計算であり、且つ此際人員を淘汰せんとする方針が覗はれたので、同職工は結束して要求を退け、二十六日には全部罷業した。社では直ちに罷工破りをして就業せしめたが、思つた通り能率が上らず、同日の夕刊は夜八時になつて漸く印刷が出来た始末であつた。

罷業職工は圓山公園の旗亭に本部を設け、關西勞働同盟會、信友會、正進會の援助をうけて對抗した。深夜罷業團は應援團と共に工場に闖入し罷工破りを難詰した。翌日夜罷工破りの一團は圓山の罷業團本部に來り前非を謝し、爾後行動を共にすべきを約し、工場へ出て怠業を始めた。

數日後の新聞には『……去る三四日以来機械の故障により、最善の努力を盡し候に

も拘らず兎角發行時間を遅延致し……御迷惑相掛け居り候處斷然工場を整理して根本的に社務を一新いたした爲め、こゝ一兩日間休刊するの止むなきに立至つた……』云々の『謹告』が出た。

十二月二日、最後の交渉の結果左の條件で解決した。

- 一 日給を月給に改むる事
- 一 毎月全支給額の手當を給す
- 一 夜業時間を改正する事 二版迄八十錢 三版迄一圓五十錢
- 一 罷業中の給料全部を支給する事
- 一 以後減首者を出さない事、若し減首する場合は解雇手當を支給する事

その結果は、賃銀收入に於て、約六分の減少である。而して新聞の休刊は三日に及んだ。

六 特別工場 (精鍊工場を除く)

に於ては、爭議を勃發せしめたものは唯だ一つ、

大阪電燈株式會社(大阪市)〔三月〕—電業員組合、日本勞働總同盟關西同盟會

を數ふることが出来る。今、左に該爭議の經過を觀察しよう。

大電争議

○大阪電燈株式會社——○電業員組合、千二百
余——○三月十一日——二十一日

(原因)——三月十一日、會社は突然營業
費節減の名目の下に

一 社内の組織を變更し新たに庶務、營業
工務、經理、臨時建設の五部を設置し、從
來の各課各係をその下に直屬せしむ

二 社員職工全體に亘り月給の一分二分を
減給す

三 新らしく社員九十九名、職工二百二十
二名を解雇す、但し解雇日附は三月三十
一日としてそれ迄の給料は支給す

と發表して、十二日中には解雇の通知を了
つた。

右に就き河合常務取締役の語る所に依れば

今度の解雇は近來事業の膨脹に伴ふ冗費節
減のためである。解雇したる三百二十一名
の社員、職工に就いては從來の本人の成績
を夫々嚴密に精査し、老齡若くは能率低く
日頃成績不良の者から減首した譯である、
而も特別詮議の結果本月末までの給料を支
拂ひその上規定の退職手當を支給するから
文句の出る様な筈はないと信じてゐる。右
解雇者中の職工二百二十二名の内譯は營業
課所屬職工九十名、電氣課五十名、線路課
二十名、安治川發電所三十二名、春日出發

電所三十二名である

との事であるが、一説には來る五月、春日
出發電所に備付をする一萬キロのモーター
二臺が實地に運轉すると多數の職工が不要
になる故今日より漸時減員する計畫なりと
も傳へられて居る。

更に電業員組合其他勞働組合側の一部の
觀測には、

減首されたる職工中には、村井電業員組合
長以下同組合幹部全部を網羅し、有能なる
技術の所有者を多數含めるを以て、事業縮
少の爲め老朽を淘汰せりと云ふは單に表面
の理由にして、内實は右首腦者等が過般來
大阪市電從業員を糾合し交通勞働組分組織
運動に熱中せるが祟り、減首を斷行された
るものなり

とある。

(經過)——三月十一日夜より十二日にか
け電業員は南區天王寺筆ヶ崎なる電業員組
合本部に於て、鳩首凝議し、十三日午後村
井清五郎、中村義明、木村孝三郎等七名の
實行委員會社を訪問、河合常務と會見、木
村取締役、若林技師長等も列席した。其の
席上歎願書として委員より左記二箇條を提

出した。

- 一 今回の解雇は不當なりと認むるが故に
全部之を取消されんことを望む
- 一 今後若し解雇の必要ある場合に於ては
二週間以上の期日を以て豫告せられんこ
とを望む

當日の會見の様様として三月十四日大阪
朝日新聞の載する處に據れば

委員 今回の職工解雇は名を業務整理に藉つ
てその實は吾々の組織せる電業員組合を破
壊し吾々の團結權を蹂躪しようとする解雇
に外ならない、その一例をして僅かな給料
を貰ひ僅か一年か二年を経てないものまで
も減首せられてゐる。而も之等の者は何れ
も組合加入者であるから今回の處置は不當
と認める

河合常務 見様によつては或はさうと解釋が
出來やうが事實、業務整理の必要からであ
る。御承知の如く來る六月一日からは電燈
料金も現在の(十六燭光)五十五錢五厘を五
十二錢に値下げしなければならぬ破目に
ある。この値下げに據つて一年に約七十六
萬圓の收入減となり、尙ほ石炭相場の騰貴
も非常な影響で、これ等の點より已むを得
ず整理の必要が起つたのである。而も淘汰
の標準は、成績良好ならざる者、能率低き
者、老齡の者及び假令能率ありとするも他
の從業員の能率に影響するが如き者であつ

て、決して組合員なるが故に解雇したのではない、元來會社としては電業員組合なるものを認めて居ない、随つて團結を破る爲めの解雇であるとの解釋は甚だ迷惑である要するにこの要求はお断りする。

委員 會社の必要からして解雇した云々のことは問題でない、蹴られた者の中には十年以上勤めた者もあつて、會社の事業に貢献する處も決して尠くない。それが一片の辭令に依つて突然解雇せらるゝとは、餘りに人情を無視した酷な遣り方ではないか

河合常務 それは感情の問題である。同情はするが會社の立場よりして、如何とも爲し難い事である

委員 それでは誠意が無さ過るではないか
河合常務 私は誠意を銜ふものでもないけれど誠意を認められようとする者でもない

會見は約四十分にして終つた。この日の會見が斯くの如く不約要領に終るや、十四日以後は、安治川、春日出兩發電所、高津、中之島等の各變壓所營業所の從業員をして解雇されたる同僚に對する同情罷業乃至怠業に出でしめんとする一方、示威運動、演說會に氣勢を擧げ輿論を喚起せんとした。然れ共、電業員組合は昨年五月の爭議に於て安治川、春日出兩發電所に於ける組合の

勞力を根柢より覆へされ、其以後漸く組合の勢力を恢復したりと雖、組合の根據は兩發電所を去り、高津、中之島、天下茶屋、堺、平野の五營業所並びに、市内各所に散在せる各修繕所、變電所に移り、組合員千二百余名を擁すると雖、昨年の如く發電所を脅威して會社に迫ることが出来ない、且つ官憲の強壓昨年比して甚しく、思ふ様に示威を試みるを得ず、形勢日に非であつた。

十四日、蹴首職工約二百名、各營業所の残留職工の仕事を抛棄して参加せるもの約百名、中之島大電本社前に集り、示威行列を作りつゝ、天王寺なる組合本部に繰込み前庭廣場に於て演說會を催す。當夜天王寺戒兩署にては非常召集を行つて警戒した。同夜、日本勞働總同盟關西同盟會の臨時理事會に於ても、この爭議の應援を決議した。十五日夜、中之島營業所從業員約二百名天王寺筆ヶ崎に向ひ示威運動を試みんとしたが、川口署は夜間の示威運動の故を以て之を禁じ、解散を命じた。平野營業所、天下

茶屋營業所に就ても同様のことがあつた。筆ヶ崎本部前廣場に於ては前夜同様激勸演說が行はれた。十六日に到り官憲の警戒は漸次嚴重を加へ、市内三十六箇所の修繕所に數名の制私服巡査を立番せしめて、外部よりの煽動を防止した。電業員組合は再び世良壽男、中山芳太郎、岡田角五郎、松谷爲由、木村孝二郎を代表者として左の要求書を以て會社々長に會見を申込んだ。

一 從業員に對し若し解雇の必要める場合に於ては二週間以上の期日を以て豫告を爲すこと

一 從業員に對し今後絶對減給を爲さざること

會社は庶務課員を以て「會社は電業員組合なるものを認めざるが故に、従つてお目にかゝり兼ねます」と會見を拒絶した。それと同時に會社は

昨今諸君の間に杞憂せられつゝあるやに仄聞する解雇に對する二週間を下らざる豫告期間に就ても特に考慮研究して居るので早晩諸君の期待に副ふ事と確信します

といふ揭示を出した。同夜午後六時 土佐堀青年會館に於て、西部交通勞働組合發會

式を兼ね、大電爭議批判演說會があつた。

この爭議の起りて以來一週間、兩發電所を動かす勢力を缺いたけれども、各營業所は殆ど怠業の状態にあつた。此處に於て電業員組合の幹部は決然たる態度に出で、局面を打開せねばならなくなり、十七日の協議會に於て、斷然罷業を執行すべしとの硬派の意見が濃厚となり、其夜遂に罷業決行に議が決した。斯くて十八日朝來、各修繕所の内外、線係及び引込係約三百名は筆ヶ崎本部に集合し、二十日より市内三十六箇所

ならぬ、五分間置きに十人宛」解散すべきを命ぜられた。止むなく三々五々散會せるが、大仁に於て合體し、西野田なる、大阪聯合會前に到り萬歳を三唱し、それより船津橋に差しかゝつたが、此處に警官に突當つて散會した。

の修繕所従業員約一千名を罷業せしむべく劃策した。十九日新淀川十三堤に示威運動會を催す集る者三百五六十名。所轄中津署は前年爭議の際に運動會の餘勢が大電本社前の大衝突となりし經驗に鑑み、朝來各署の應援を求め、正私服警官約二百名を以て、堤防及び中之島本社に到る沿道を警戒した。運動會中、中村義明、東忠續、山内嘉市氏の三名は檢束された。午後二時示威行列を作つて本社に押し寄せんとするや、示威行列は禁ぜられ更に「一緒に歸つては

二十日夜となり、罷業の計畫失敗せると明白となり、實行委員會は『一時涙を呑んで兵を納め英氣を養うて再び戦はん』ことを決議し、二十一日、九條市民殿に於て電業員組合大會を開き、(集る者約四百)賛否兩派の一時間餘に亘る激論の末、多數を以て爭議を打切ること決定し、休戦宣言書を可決した。其宣言中に曰く

資本家階級の愈々労働者階級に向つて挑戦的態度に出で來つた事は今度の大電の我電業員組合に對する態度に依つて明かである。我等は大電の暴虐なる挑戦に止むなく應じ殆んど一句に亘つて或は怠業に或は罷業に依つて惡戦苦闘を續けた。

(中略)我等は今更資本家の横暴や官憲の壓迫を叫ばない。たゞ云ふ斯くの如き處する我等の今後の運動は其處に方向轉回を求めざる可からざることを

B 家内工業及手工業に於る爭議

此の部門に屬する爭議の主なるものを數ふれば、

一 家内工業

- 酒樽工(兵庫縣灘)(十年十二月)
- 西宮樽工組合(兵庫縣西宮)(一月)
- 晒職人(愛知縣愛知川町)(一月)
- 洋服仕立職人(名古屋市)(四月)
- 製傘工(和歌山縣海草郡)(五月)
- 製傘工(廣島縣)(五月)
- 陶磁器工(愛知縣瀬戸町)(五月)
- 木箱職工(横濱市)(五月)
- 瓦職工(群馬縣多野郡)(七月)
- 陶磁器工(京都)(七月)
- 醬油樽工(千葉縣銚子)(七月)
- 日本美術友禪左組合(京阪地方)(七月)
- 愛知型染組合(愛知縣下)(七月)
- 下駄職工(尾道)(九月)
- 建具工(和歌山)(十月)
- 下駄職工(鹿兒島縣)(十月)
- 行田足袋工(埼玉縣)(十月)
- 有田燒職工(佐賀縣)(十月)
- 友禪工(京都)(十一月)
- 黒江漆器工(和歌山縣)(十一月)
- 元結工(長野縣下伊那郡)(十一月)

算盤職工(兵庫縣加東郡)(十二月)
瓦職工(滋賀縣八幡町)(十二月)

一 手工業

石工山岡石組合(兵庫縣灘)(三月)
石工平和會(尼崎市)(四月)
石工共勵會(廣島市)(四月)
石工(香川縣觀音寺町)(五月)

家内工業労働者の爭議の大部分の發生原因は賃銀引下によつて、しかも大部分が互譲と云ふよりも、資本主(問屋)の利益に解決されてゐる有様である。之に反して職人の爭議は殆んど皆賃銀引上げの要求に因して、相當の要求貫徹を見てゐるのである。これ兩種労働者の地位を可成りよく表明せるものではあるまいか。左に其の爭議の一例を擧げよう。

兵庫縣灘製樽工の爭議

○兵庫縣灘五郷 酒樽製造業組合——○製樽工、約二、〇〇〇(内樽工組合員約三〇〇)——○昨年十二月——三月八日

(原因)——繁忙期四月間、樽一挺に付二十六錢の賃銀(現在十九錢三厘)要求

(結果)——樽十挺に付二圓二十錢

(備考) 交換されたる覺書左の如し

覺書

- 一 繁忙期に於ける賃銀は樽十挺に付二圓二十錢
- 一 閑散期に於ける賃銀は樽十挺に付二圓十錢
- 一 但繁忙期は三、九、十、十一、十二の五箇月とし、他は閑散期とす
- 一 下廻及木取職工も之に準據す
- 一 樽増賃銀は従前通り四割、四割五分、五割とす
- 一 毎年賃銀の協定は一月中になす事
- 一 右協定は本年三月一日より明年二月末日迄施行す

C 鑛業に於ける爭議

主なる爭議を擧ぐれば左の如くである。

一 炭山

福島炭鑛會社(福島縣赤井村)(九月)
黒潮炭坑(長崎縣北松浦郡)(十二月)
芳谷炭坑(長崎縣東松浦郡)(十二月)
松原炭坑(茨城縣多賀郡)(十二月)

二 金鑛石

尾小屋鑛 (石川縣)(四月)(五月)(九月)——全日本鑛夫總聯合美能組合
生野鑛山(兵庫縣)(四月)
佐渡鑛山(新潟縣佐渡)(五月)
住友別子鑛業所(愛媛縣)(七月)

三 石山

稻田石材採掘場(茨城縣)(十月)
今、左に尾小屋鑛山に於ける爭議の概況を述べて、此の部門に於る爭議の全體を知る便としよう。

尾小屋鑛山の罷業

合名會社横山鑛業部の經營せる尾小屋鑛山に起つた三度の罷業は、大正十一年の鑛業労働者の爭議の主要なるものである。尾小屋鑛山には、現在の全日本鑛夫總聯合會の成立以前から、友愛會鑛山部の勢力が及んでゐたので、労働者の方でも徒らに屈伏してはゐなかつた。大正九年十一月に一度紛争を起し、幾分單價を引上ぐる事、將來銅價低落する事あるも現在の賃銀を低下せざる事、銅相場幾分にも昂騰次第直ちに賃銀を引き上ぐる事、單價の決定は坑夫と相談の上之をなす事等を協定して和解した。なほその協定には附隨して醫師、共濟會に關する改善の約束があつた。

然るに其後會社は單價の引上げ乃至決定に就ての協定を履行せず、醫師其他の改善に就ても手を染める風がないので、全日本

鑛夫總聯合會能美聯合會は屢々其履行を迫つたが、會社は言を左右に托して遷延を重ぬるのみか、銅價の低落は動もすれば、賃銀収入の低下、失業の危機を齎らさんとしたので、四月十五日、労働者の代表者は會社に要求を提示し、不安の状態に結末を付けようとした。要求は左の十ヶ條より成つてゐる。

- 一 鑛場割一日金二圓の事
- 二 三 探鑛、探鑛の差別を撤廢し、且つ從來の坑夫の等級を廢し、見習坑夫以外一般平等の事
- 四 業務死亡の遺族扶助料は日給一年分以上の事
- 五 六 解雇手當は慰勞金として滿三年に就き五十圓、其後一年を増す毎に二十圓加算の事、其外涙金として日給三ヶ月分以上支給の事
- 七 病氣にて將來業務に従事する能はざる者には日給百五十日分以上支給の事
- 八 積立金は貸銀通帳に明記する
- 九 稼高より引去る倉庫品其他物品の價格を明記する事
- 十 醫局に醫師を常置し、急病の節は病家に敏速に往診せしむる事

右の要求を四月十五日に提出したが、翌日會社は目下財界不況の折柄應じ難しと簡

單に拒絶したので、労働者側の憤怒を買ひ翌々十七日、労働者大會が開かれ、即時全山の同盟罷業が決議され實行された。

二十日、本事件調査の爲め來山せる大阪鑛務署の二鑛務官の仲介に依り、兩係争者の會見交渉が重ねられた結果、要求條項一、四、五、六、七の賃銀及び諸手當の支給に就ての要求には應じ難きこと、其他の要求に就ては漸次改善すべきことの妥協案が作製された。然し乍ら右の報告を受けた其夜の労働者大會は、かくの如き妥協案には何等會社の誠意を認め得ずとして、滿場一致之を峻拒し、罷業の繼續を決議した。

二十三日、前記二鑛務官の奔走に依り交渉再開され、其夜深更、左の修正協定案を作製し、相互承認の上罷業を解決するに到つたのである。其要は、

- 一 從來の賃銀に對し別に一日金十錢を増加する事
- 二 探鑛、探鑛夫の差別は事業施行上必要に付き保存の事
- 三 坑夫等級は漸次撤廢すべし、其前提とし、在來の十等級を五等級とし、一等は一圓、二等は九十八錢、以下五等迄各二錢落の事

四、五、六、七に就いては向ふ二ヶ月間に改正案を作製し同意を得て施行する事

八、九、十は要求を受くる迄もなく當然改善すべきものに付直ちに改善する事

而して四月十七日より同二十四日に至る罷業期間八日間に對し、一人當り金二圓の手當を支給することが約束された。

處がそれから一ト月を経た五月廿八日同じ尾小屋鑛山の一鑛區である五國寺鑛山を其月限り休山することが、會社から申渡された。そして其鑛區の稼働者は本山（尾小屋、波佐羅、阿手の三鑛區を本山と呼び、之に五國寺を合して尾小屋鑛山と總稱する）に轉業する様云ひ渡された。

休山の理由は經營困難と云ふのであつたが、それにも拘らず、他方には直に優良なる新機械を他より輸送し來つて据付け、從來腐朽にまかせてあつた長屋の修繕に着手する等、休山の宣言とは甚だ矛盾せるものがあつた。そこで労働者は會社の右の如き表裏ある行動を指摘し、休山を中止すべきを迫つた。蓋し労働者側の解釋は、全日本鑛夫聯合會の尾小屋鑛山に於ける勢力の中

心は五國寺鑛山にあるから、それを根柢より轉覆せしめようと云ふ會社の陰謀だと云ふのであつた。そこで三十一日に労働者大會を開いて、對抗策を議し、翌日より全山の罷業を敢行した。かくして相抗争するのと週日、六月八日深更『休山は労働者の要求により、會社は其主旨を諒とし孰議懇談の結果之を中止する』ことに決定し、休山中の賃銀を支給することにして落着した。これが尾小屋鑛山争議の第二幕目である。

右の二回の争議の中心をなしたのは全日本鑛夫總聯合會能美聯合會を組織する坑夫約三百であつた。製煉職工約八十はこれまでに組合を作らず、兩度の紛争には局外に残されてゐたが、九月になつてそれ等の一團が相携へて能美聯合會に加盟した。そしてこゝでも恒例にもれず團結を作つたといふ意識は直ちに要求の提出となつた。

- 一 製煉所の工場設備を今少し完全にすること
- 二 今まで十二時間労働なりしを八時間制とする事

三 皆勤者に對しては賞與金を支給する事
製煉所に於て十二時間労働を施行してゐ

る處は稀であるのと、皆勤賞與は製煉以外では實施されてゐたので労働者側では解決に就て樂觀をしてゐた。處が會社はこの要求を退けると同時に、七名の幹部を馘首したので、八十餘の製煉職工は直ちに罷工に決行し、尾小屋全山の組合労働者は全力を擧げてこれに援助することを聲明した。

製煉所は鑛山に就て重要な部分であるから、會社の罷業對抗も決戰的であつた。解雇の豫告を出し強壓的に罷業團の切崩しを試むると同時に、罷工破りの移入に努めたので、労働者側では極力之が阻止に腐心した。かくて偶々辻々に張り出した『……犬になるな！畜生と云はれるな！俺達の苦しみを知つたら、だまして連れて來た會社と徹底的に○○しろ！……』云々のビラに就き、撤去せよと云ふ官憲の命令を拒んだ爲めに、治警十六條に依り幹部四名が起訴せられた。然し四名の檢舉は却て労働者の意氣を熾烈ならしめた如くであつた。能美聯合會は米、味噌、醬油其他の生活必需品を補給し、持久策を講じた。

斯くして罷業四十有餘日、採掘された鑛石は山積し、會社も焦り出したが、一時休山しても労働者の言分は一蹴せねばならぬと云ふ態度は一貫して覗はれた。かく兩々相對峙して下らなかつたが、罷業團は九月二十八日夜、尾小屋本山説教所に最後の會合を開き、遂に解散を宣し、能美聯合會本部に引擧げ、最後の袂別の酒を酌みかはして、悲壯なる總退山を決行した。

前後引繼ぎ三度の紛争は、漸次労働者の團結に龜裂を生ぜしめ、能美聯合會は次第に少數なる幹部が孤城を守る悲境に陥らざるを得なかつた。

D 交通業に於ける争議

此の部門に於る争議を左の四つに分類して示せば、

●●●●● 一 陸上交通業

- 尾西鐵道株式會社 (二月)
- 名古屋電鐵會社 (四月)(五月)(八月)
- 高松市電燈會社電車部 (五月)
- 駿豆鐵道電車 (六月)
- 阪神電鐵 (七月)——日本労働總同盟關西聯合會

加太輕鐵會社〔七月〕―同上大阪聯合會
南海鐵道會社本線〔七月〕
玉川電氣鐵道會社〔八月〕
京濱電鐵會社〔十二月〕

二 海上交通業

國際汽船會社(汽船五隻)〔五月〕

三 仲仕及人夫

酒造用水運搬夫(兵庫縣西宮)〔一月〕
牛車輓組合(愛知縣知多郡)〔二月〕
材木人夫(大阪市木津川筋)〔三月〕
隅田川驛人夫(東京市外)〔四月〕
嵯峨材木運搬組合(京都府)〔五月〕
名古屋驛仲仕〔六月〕
日本郵船函館支店專屬仲仕〔七月〕
旭川石炭仲仕(東京市京橋區)〔七月〕
關門解船船頭組合〔八月〕
大阪鹽馬力〔九月〕
觀音寺驛仲仕(香川縣)〔九月〕
橫濱藤本回漕店船夫〔十二月〕

四 人力車夫

名古屋市門前署管内人力車夫(對名古屋遊廓
九帳場)〔二月〕
平町人力車夫(福島縣)〔六月〕
橫濱市中島屋人力車夫〔九月〕

以上の中、特に注意すべきもの二つを選
んで、之が叙述を試みよう。

1 阪神電車罷業

今年始めより大阪市内外の電車従業員の
中に宣傳絶えず行はれ、組合組織の氣運が
促進されつゝあつたが、四月に、大阪市電
従業員を以て西部交通労働同盟成り、次い
で阪神電車従業員の内に談笑俱樂部が生れ
出した。

談笑俱樂部は始め闘争的目的を標示した
労働組合ではなかつたが、同俱樂部が漸次
會員を増加し來るや、會社側は次第に之を
壓迫を加へ、遂に幹部依岡氏外三名の馘首
を敢てするや、同俱樂部は總同盟關西同盟
合と策應し、闘争團體としての態度を決定
するに到つたのである。

七月に入り組合加入者八百を算し、『團結
の力を得た』といふ自信と、次第に露骨に
なる壓迫の手とは、七月十三日夜、武庫郡
公會堂に於ける従業員大會の空氣を險惡な
らしめ

- 一 現業員の日給を三十錢増加する事
 - 二 懲罰規定を陪審制度に改める事
 - 三 解雇の場合には三ヶ月前に豫告する事
- の三箇條を決議し、之を會社に要求するに

到つた。然し乍ら會社は要求書の受理を拒
み、要求事項に就ては近日會社の意思を發
表すべければ、暫く待てと回答した。

専務が横柄なる態度を以て要求書の受理
を拒み、且つ談笑俱樂部なるものを認めず
と聲明したることが、従業員の間には傳へら
るゝや、甚しき激昂を買ひ、突然七月二十
五日恰も天神祭にして會社業務の繁忙なる
可き日を期して、罷工が起されたのである。

同日の出勤者は、運轉手、車掌、驛掌等
合計五百二十九名中、僅々四十三名に過ぎ
なかつた。會社は甚しく狼狽し、監督、見習
生等を狩り集めて、漸く平日の半數の車輛
を運轉したが、車掌、驛掌に不足を告げた
る爲め無賃乗車多く秩序は亂れざるを得な
かつた。

其日夜、談笑俱樂部より正式の應援依頼
を受け、大阪聯合會は、金正米吉氏を團長
とし、十餘名の闘士を應援に差し向けた。

- 罷業は翌二十六日に及んだが、其夜會社
は重役會議を開き、
- 一 初任者の現給九十八錢を三十五錢増額し
て一圓三十三錢となす事

一 其他の日給者にも之れに準じて増額する事

を決定し、翌朝新聞紙を通じて之を發表した。而してそれと同時に首謀者十七名を解雇した。

二十七日夜罷業團は、尼ヶ崎西性寺に従業員大會を開き『一般市民の迷惑を思ひ、明二十八日より一先づ就業』することに決し、更に左の條項を交渉することを決議した。

- イ 不當なる今回の解雇を取消す事
- ロ 今後この問題に就て解雇者を出さざる事
- ハ 勤績賞與制を改正する事
- ニ 懲罰制度を改正する事(第一回要求通り)
- ホ 回答期は八月十日まで

而して更に今後の運動方針として

- 一 若し交渉不調の時は更に罷業を執行する事
- 二 今後の運動資金として各自金二圓宛據出する事
- 三 結束を固める爲め屢々茶話會を開催する事

を決定した。

斯くして二十八日より一齊に就業することになつたが、其後會社の種々折衝の結果、組合成立後日なほ淺く、訓練の充分ならざ

る現状に鑑み、遂に三十日午後

イ 今回の解雇者十七名及前回の解雇者四名に對し三百圓宛を支給する事

ロ 承認
ハ ニ、は要求に殆んど近きものを近く實施する事

を以て妥協成立し、爭議を打切る事になつた。

この爭議の結果は、大阪近郊の各電車―南海、大軌、京阪、阪急の各社に影響を及ぼし、三十一日各會社の重役等會合し、阪神電車會社より爭議の經過を聴取し、各自從業員労働條件の改善に就て意見を交換し各會社の條件を全部同一にすべき議を提起せられたが、結局、各社勝手に待遇改善を爲すべきことに決し、其後各社は多少の増給を餘儀なくせしめられた。

2 隅田川驛人夫の罷業

隅田川驛に集散する貨物を取扱ふ公認運送業三十八軒に使役せらるゝ人夫約三百名は、四月八日朝突然罷業を始めたが、その原因は先月來前記公認運送業者の組合に對し、先月來賃金三割増額の要求を爲したに

對し、同組合に何等回答を與へず、再三の催告をも無視した爲め遂に罷業を見るに到つたのである。現在の労働條件に就き人夫の談として新聞の報ずる處に依れば、一噸十四錢一日二圓五十錢平均であるが、休日が多い爲め月收五十七圓位の平均である。

一時貨物の山積を來たしたが、運輸事務所長、驛長等の調停に依り、積卸一噸に對する十四錢を十七錢に値上げする事となり解決を見た。

E 官公業に於る爭議

官公業は、其の性質上他の業務と異り、従つてそれに従事する労働者の状態、労働者の境遇に特異の點が有する。故に其の爭議にも亦或る種の特徴が現はれ來るを見るのである。これ茲に特に一節を設けたる所以である。

一 官業

a 官營工場

大阪砲兵工廠 (三月)―向上會
八幡製鐵所 (六月)

b 郵便局

富山縣魚津郵便局事務員及集配人〔十年十二月末〕

秋田縣土崎郵便局集配人〔五月〕
兵庫縣舞子郵便局集配人〔六月〕

一 公 業

大阪市電部〔四月〕—西部交通労働組合、
向上會、日本労働聯盟

横濱市電車〔四月〕

東京市電氣局車掌監督〔十一月〕

横濱市瓦斯水道局高島町工場〔十一月〕

長官、所長等の排斥が爭議の主因となつてゐることが、此の部門の著しい特色であつて、其の結果は要求撤回か、自然消滅の場合が多いことも亦、一特色と數へ得よう。左に大正十一年中の爭議に於ける最も注意すべきものゝ一つであつて、大労働組合と直接關係ある爭議を記述しやう。

大阪砲兵工廠の提理彈効事

件

○大阪砲兵工廠—○向上會—○三月二十二日—四月十一日

(原因)—三月二十二日、向上會理事中村靜男、富田寅太郎兩氏を突然罷免した。

理由は「群衆の代表となり騷擾したる科」に依るといふのである。翌二十三日、向上會員松川氏外二十四名に對し、「群衆の中にあつたる科」に依り各二十時間の減給處分をなした。右に對し工廠當局の發表せる「罷免理由」中に曰く

「三月九日大阪毎日新聞の記事中「向上會の向ふを張る新しい労働團體」なる題目の下に、當工廠内に愛國同志會なる一團體の組織されんとし、之が創立委員長は杉岡菊松なる旨掲載しあるを見るや、同日午前九時半及正午の休憩時に於て杉岡の勤務個所に隣接せる工場の職工百四五十名は杉岡の勤務個所に押掛けたり。……(中略)……中村靜男、富田寅太郎は群衆中より代表者として飛び出で、脅威的態度を以て杉岡を難詰し……杉岡の恐怖し戦慄しつゝあるに乗じ言質を捉へんと迫り。以上の如く多數群衆の力を以て一人に迫り騷擾を敢てするが如きは、廠内の靜謐を紊すの甚しきものにして之を黙過するが如きは、取締上將來に悪影響を貽すの恐れあるを以て……云々」

(經過)—三月二十三日午後七時半より受念寺に於て、向上會緊急役員會を開き、中村、富田兩理事不當誡首事件の經過並に顛末に就き報告あり、議論の結果左の各項を

決定した。

- 一 委員三名を舉げて明日庶務課長に面責の事
- 一 運動資金として各自日給半額を據出の事
- 一 吉田副會長、菅、川村兩理事を實行委員とする事

廿四日午後三時より憲兵、新聞記者等立會の上で、實行委員三名は庶務課長と會見した。向上會が二理事の誡首を不當とする主張の根據は、(一)群衆に騷擾したる事實の認むべからむること、(二)中村、富田兩氏の騷擾主謀者と認むべき何等の行動なかりしこと、(三)中村、富田兩氏が杉岡を脅迫したる事實なきは杉岡自身の言明する所なることにある。會見は午後三時より行はれたが、菅理事は事實の真相を詳述し、川村理事は、騷擾を起さしめたる事實なきことを力説し、事實の真相の再調査を要求したが「その必要を認めず」とて膠もなく匆ねつけられ、事實の真相に就き猶ほ二三押問答を爲したるが結着點を見ず。菅理事は「然らば當局の調査せられたる處を發表せられたし」と調書の公表を求めたが、之も容れられず、最後に川村理事は今回の處置を不當

と信する旨を述べて會見を了り退席した。

廿四日夜受念寺に於て第二次緊急役員會開催、庶務課長との會見顛末の報告あり、午後八時上京中なりし八木會長以下三名歸來緊張裡に討議決定せる處左の如し

- 一 近日大會を開き横山提理彈劾運動を起し實行委員は提理と會見自決を促す事
- 一 首職兩理事を常務理事に採用、相當の慰藉料を與ふる事
- 一 臨時費として各自日給の半額を據出、運動費に充當の事
- 一 一般投票にて態度決定の事

廿四日夜の役員會は議論沸騰したが、當局の無誠意には「直接行動」を以て酬ゆべしとなすもの、直ちに「罷業」を敢行せよとなすもの、大勢を制せんと觀えたが、八木會長等は、この緊張せる氣分を緩和すべく、提理彈劾運動を提議したのであると傳へられてゐる。二十五日夜、向上會本部にて理事會あり、實行委員五名を選んだ。八木會長廣永副會長、内藤、丹羽、川村各理事を選定、其他彈劾運動の實行方法に就き協議した。

斯くして彈劾運動は始められた、二十六

日夜は光乘寺と心願寺に於て、二十九日は興正寺、三十日は廣誓寺、三十一日は新喜多我座に於て、各提理彈劾の演説會を開いた。四月六日午後六時より天王寺公會堂に於て臨時大會を開き、失業問題に對する陸軍省の聲明を承認するや否やを一般投票に問ひ、開票の結果、

- 陸軍省の聲明を諒とする者 四二〇八票
- 直接行動に依り解決すべしとする者 一三七三票
- 無効 一五三票

にて、一年間隱忍することに決定し、七時より當面の議事に入り、提理彈劾案上程左の如き決議文を可決した。

- 一 吾等は中村、富田兩名の罷免處分を不當と認む
- 一 吾等は斷乎として横暴なる砲兵工廠當局者を彈劾す、提理は速かに自決すべし

此大會に後當局は漸次高壓的態度に出て來た。四月十月初、左記十五名が馘首された。すべて向上會の幹部である。

- | | | |
|--------|--------|-------|
| 八木 信一 | 廣永 賢次 | 吉田 寛治 |
| 内藤 新次 | 丹羽市太郎 | 菅 忠吉 |
| 川村 國松 | 瀨村八十二郎 | 阪本 龜藏 |
| 秋山庄左衛門 | 吉田伊三郎 | 上木 喜藏 |

非村 眞治 木下盛之助 室田 清一

解雇の理由は、去る三月九日の『騷擾事件』は官記秩序を維持し従業員の安寧幸福を計る上よりして打捨て置くべからず、充分解調の上責任官吏以下關係者を處罰したのである。然るに『貴下は是非を辨へず此處置を不當とし、提理始め當局者を彈劾するが如き舉に出でたるは、誠に遺憾である』と云ふにあつた、馘首の日の廠内の取締は『衛戍兵の屯所を廠内に移し、師團司令部からは軍用電線が架設された。要所要所着剣の兵士で固められ、憲兵はその間を縫うて歩いた。將校が指揮刀を日本刀に替へ卷ゲートルで身を固めて居る杯は、日露戦争の當時を憶ひ出させた』とある一叙述でも大體が想像出来るであらう。

四月十日夜向上會本部に於て理事會を開く、軍隊の出動に憤慨し、強硬なる直接行動が主張されたが、結局一日間考慮することとし、翌十一日夜、再び理事會を開き、慎重審議の結果、組合の現勢を維持する爲め當分の内隱忍することに決定した。斯くし

て、十五日天王寺公會堂に於て、不當蹴首
糺彈演説會を開き、横山提理の彈劾を叫び
この事件は一段落を告ぐるに到つた。(尙争
議に於ける労働者側の態度、事情等については
「向上新聞」を参照せよ)

F 商業に於る爭議

これには左の二つを數へ得よう。

三越百貨店エレベーター係(東京)〔十月〕
神戸市内湯屋三助〔十二月〕

G 雜

一 土工

山陽電氣會社阿武門水力發電所工夫(山口縣)
〔三月〕

阿武隅川河川改修工事土工〔五月〕

淺野セメント材料採掘土工(神奈川縣)〔七月〕

熱海線隧道工事坑夫〔十月〕

二 漁夫

銚子漁夫(千葉縣)〔六月〕

三 其他

福岡市蓮根掘〔三月〕

西讃地方製鹽工〔七月〕

兵庫縣飾磨鹽田稼ぎ〔七月〕

労働爭議

第三 爭議に伴ふ裁判

事件

大正十一年(もしくは前年)の爭議の爲め
に、生じた裁判事件の主なるものを擧ぐれ
ば左の如くである。

注意 此處には警察所罰令によるもの、又は
一時の檢束等は一切除外した。

1 愛知時計電氣會社職工 の判決

大正十年十月愛知時計工爭議に際し、治
安警察法に問はれた職工に對し二月十五日
左の判決があつた。

懲役二月	河村 鶴三(二八)
同	葉山 嘉樹(二二)
同 一月	鈴木箕三郎(二三)
同	龜田 了介(二一)

尙同被告篠田清(二二)は日下入隊中であ
る爲め軍法會議で判決があることに成つて
居る。

2 堀田ラバー工作所爭議 職工の判決

堀田ラバー工作所の爭議に際し、六月十
二日夜工場主堀田正夫氏を車より引卸して
亂打した事件につき、神戸檢事局では神戸
聯合會主事今井一雄以下十八名を召喚取調
べたが、十四日夜、今井氏は傷害騷擾罪、其
他は騷擾罪で收監された。

斯くて七月六日、神戸區裁判所に第一回
公判開廷、後判決あり、

懲役二月	今井 一雄
同	露本美代治
同	井口 精一
罰金四十圓	須方淺次郎
同 三十圓	今井 三治

何れも不服として控訴、立會檢事も附帶
控訴をしたが、九月二十七日、神戸地方裁
判所に於て兩控訴とも棄却となつた。

3 大阪鐵工場爭議職工の 起訴

大阪鐵工所櫻島工場の爭議に際し、會社
官權糺彈演會の席上過激の演説をしたとい
ふので、野武士組の飯石豊一は治安警察法
違反として起訴され、大阪區裁判所に於て
七月六日第一回の公判があつた。(檢事求刑

禁錮一箇月)

4 日本電線會社尼崎工場

爭議職工の起訴

同工場に於る爭議に際し、七月一日盟約を裏切つた一電氣試験係を袋叩きにして重傷を負はせ、電氣室の一部を破壊したと云ふ廉で、小種善一郎外十二名は、四日何れも傷害器物破毀罪で起訴された。

5 大阪機械工作所爭議職工の起訴

大阪機械工作所の爭議に際し、九月六日朝、交渉委員が會社側と面談中、罷業團約三十名が示威運動を爲して警戒中の警官と衝突し、中津署の一巡査を袋叩きにした事件により、五名を検束し取調べた結果、金子辰巳氏は公務執行妨害傷害罪として七日検事局に送られた。

6 大島製鋼所職工の起訴

同工場爭議に際し、暴行を働いたと云ふ事で、一時に百三十六名の大檢舉を見たが十一月四日夜、横尾勇三郎、弓削薫、須藤喜一郎外六十名は騒擾罪として東京地方裁

判所へ起訴された。

7 野田醬油爭議職工の豫

審終結

野田爭議に際して騒擾し、又一職工を殺害したと云ふ事件で、千葉地方裁判所に於て審理中であつたが、九月二十五日には其の一部に對し、左の豫審終結し公判に附するゝことゝなつた。

東葛飾郡野田町野田桶職田邊長三郎(三七)同町中野桶職小島梅太郎(二五)同所同業杉崎長吉(一九)同町上花輪桶職菊次郎事濱野菊次郎(四〇)同所桶職高梨惣太郎(四四)同町中野壺桶職榮吉事永野伊吉(四三)同町野田桶職石井慶曲(六三)同町上花輪職岡田市平(四〇)同町野田桶職濱野兼吉(三二)同所桶職丑松事戸邊中松(四五)同所樽材取次間屋鈴木又六(六三)同所桶職山崎繁藏(二六)
被告人中長三郎、梅太郎、長吉、菊治郎、惣太郎、伊吉に對する殺人豫備、賄賂提供、慶助市平、兼吉、牛松、又七、繁藏に對する賄賂提供に就き豫審を遂げ決定すること左の如し

主文

本件を千葉地方裁判所の公判に附す

理由(大要)

前記梅太郎、菊次郎、長吉、長三郎、惣太郎、伊吉、慶助、市平、兼吉、牛松、繁藏及び又七の長男與八は東葛飾郡鶴岡町野田醬油株式

會社若くは個人經營に係る醬油醸造家の桶職棟梁で從來その使役の桶職工から「ハネ」と稱し一人の口給の内一錢五厘乃至二錢宛を徴し來たのが慣例だつたが大正十一年七月上旬桶職工が被告人棟梁に對し「ハネ」撤廢の要求に出で若し之を容れられざるに於ては桶工組合長齋藤岩吉の煽動により同盟罷業の舉に出づる如き形勢であつたのみならず日本労働總同盟野田聯合會幹事小泉七三が後援し極力貫徹せしめんとする如き事態であつたので之れが對抗策を協議中第一被告人梅太郎、長三郎、菊治郎、長吉、惣太郎、伊吉は齋藤岩吉が桶職工間に組合を創立したる以來再三棟梁に對し難題を申し出で紛擾を醸もしたる爲め頗る不快の念を懷き居たる折柄から愈同年七月十四日桶職工が一齊に「ハネ」撤廢の要求を爲したる爲め同日被告人菊治郎方肩書居宅に會合し其の席上へ豫れて岩吉、七三に對し反感を有し居たる性粗暴の木村純一郎を招致し岩吉七三を殺害するに於ては撤廢の要求を中絶され延いて棟梁の地位も安定せらるべきものと思惟し純一郎を使喚して之を殺害せんことを企し共謀の上被告人長三郎は其の翌十五日茂木藤三郎に賣却の爲め託し置きたる日本刀を取戻したる上棟梁組合の幹事たる被告人梅太郎に交附し純一郎の殺害用に準備し以て殺人の豫備を爲し第二被告人等十二名は同月十七日桶工が同盟罷工を爲したるより同日被告人菊治郎方に會合し其際同盟罷工の煽動者を治安警察法に依り處分するに於ては他は畏怖し就

業するならんと思惟し野田分署長警部石原徳太郎に對し之が處分方を請託し金五拾圓を贈賄せんことを議し共謀の上同夜被告人梅太郎長吉、菊治郎、惣太郎が代表して該金圓を菓子折に載せ同徳太郎方に持參提供したる之を拒絶せられたものである。

又其の殘部に就いては、九月二十八日次の如き結定を見た。

東葛飾郡野田町野田醫油株式会社職工小泉七三(三三)齊藤岩吉(四七)相澤清四郎(三一)丸山秋次(二三)金子一正(三〇)染谷作次(二二)岩立留吉(三一)渡野邊傳次(一一)岡安淺次郎(二〇)小林重次郎(二〇)酒井寛(二二)藤井初太郎(三一)細貝勝榮(二四)山中普一(二五)倉持林之助(二二)染谷高四郎(二四)木村長市(二三)岡田浪之助(三一)

被告人七三に對する殺人教唆、岩吉に對する殺人證據煙滅、其の他の被告事件に就き豫審を遂げ決定すること左の如し

主 文

本件を千葉地方裁判所の公判に附す

理 由

被告人七三は十年十二月、日本労働總同盟野田支部を創立し其の最高幹部となり被告人光吉は同會の幹部にして且つ桶工組合の組合長の其他の被告人は同會會員なる所同人等並に同組合員に屬する桶職工が被告人岩吉の煽動により大正十一年七月上旬以來桶職棟梁に就き劔錢撤回要求の運動を起し次で同盟罷工の

勞 働 争 議

舉に出づるや兩名に對し反感を有して居た野田町油屋工場の醸造工木村淳一郎は棟梁側に加擔し種々對抗策を講じ該要求を峻拒すべく強要したるのみならず該争議の解決には寧ろ首謀者七藏岩吉を糺すにしかずとこれを察知したる七藏岩吉は自警隊を組織し淳一郎の行動を探查しゐたるが刻々危険に迫りたり茲に於て兩名は自衛上、淳一郎を殺害せんとし第一七藏は同月廿二日同聯合會事務所に於て清四郎に對し淳一郎殺害の犠牲者に對しては同會に於て其の家族に後顧の憂なき様保護する旨を告げ暗に犠牲者たるべきことを諷刺し以て殺害の意を決せしめ殺害を教唆し岩吉は同日同事務所において秋澤に對しその儘放任し置くにおいては淳一郎の爲に自己は勿論他の會員まで危害を被むる恐れあるより率先これが危難を免かるべき行動に出でられたき旨を告げ暗に殺害を慫慂し本人七藏は淳一郎の殺害が一人の手に餘るにおいて自警隊を組織するやう勧め以て秋次の不確實なる殺害の意を確的ならしめ終つて殺人を教唆し第三秋次は清四郎の右教唆に基き淳一郎の行動を偵察中同月二十三日午後五時頃同人の外出するや清四郎は七首を懐中して追跡し途中より松崎利助を歸へし今夜淳一郎を殺害すべしとの命を受けた秋次は直ちに第二工場寄宿舎に居合せた一正外十二名に對し淳一郎殺害の應援を求め秋次外四名は各小刀を一正はナイフを留吉は出刃庖刀清四郎は桶職用の栓を重次郎外五名は各鐵棒を携へ淳一郎を追跡し四人が

東京に赴かんと同夜七時頃東葛飾郡野田町野田邊長三郎方を出づるや同人方東木戸口付近に於て清四郎秋次は先づ所持の刃物にては何れも同人の肺部を刺し逃げる淳一郎を一同にて追跡し荒卷郷次及び櫻井繁太郎方に於いて被告人清四郎は淳一郎の左の頸部その他を刺しその餘の被告人は各自所持の兇器にて刺しもくし斬り付けまたは毆打し互に上は協力して淳一郎の頭部胸部左下咽喉に廿五ヶ所の刺斬傷及打撲を負はしめ遂ひに即死せしめ岩吉は同夜秋次が本村淳一郎の殺害に使用したる兇器なることを情を知りながら居室になつて秋次より湮滅の依頼を受け該小刀を預りたる上これを自宅唐戸に投げ込み置き翌朝燒棄し以つて秋次の刑事被告事件に關する證據湮滅したるものなり以上の事實により刑事訴訟法第六十七條第一項に則り公判に附するの言渡しを爲すべきものとす被告人浪之助に對する殺人共犯の公訴事實に就いては之を認むべき證據十分ならざるを以て刑事訴訟法第六十五條に則り免訴し且つ放免す依つて同上の如く決定す

8

澤田合金争議に際して

の國粹會員暴行事件豫

審終結

同争議に際し京郡三條青年會館に開ける争議演說會に於ける國粹會員暴行事件は

京都検事局中田外七検事が取調を行ひ、同
會員六名を起訴し、加藤豫審判事係りで豫
審中であつたが、十月二十五日豫審決定
し、一名は證據不十分で免訴となり、左の
五名は有罪として公判に附せられた。

國粹會員京都支部會員土井留吉(一九)、同
春木幸太郎(二二)、同牧野和三郎(四三)、
同岡本多三郎(三〇)、同川北寅之助(四五)
而して豫審決定の理由は左の如くであ
る。

各被告は任侠を發揮して國家に貢獻せんこと
を趣旨とせる俠客の團體なる國粹會員又はそ
の配下の者で本年九月七日京都三條青年會館
に澤田合金製作所の労働爭議團主催の下に同
製作所糾斷演說會が開かれたので同會館に赴
き演說を傍聽中同日午後八時頃辯士大山峻岐
が演說中同論議に對する警察官の態度を非難
した爲め臨席の警察官より演說の中止を命ぜ
らるゝや傍聽者の裡には辯士に同情し『中止
の理由を説示せよ』又は『降壇する勿れ』と叫
ぶ者あり、又これに對し『黙れ』或は『喧しい、
静かにせよ』と言ふ者ありて、互に應酬し會場
喧囂となり或は數十名演壇附近に殺到して壇
上の卓を顛覆し又は司會者側の者を壇下に引
降す者あり、演壇の西入口に向つて先を争ひ
押し寄す者あり會場の各所に格闘する者あり
て會場頗る混亂した際、同被告等は『司會社側

は國粹會側の趣旨に反する社會主義者なり』
と聲援し同人等に制裁を加ふべき目的を以て
又はかゝる目的なく漫然たる犯行をなしたる
ものである、被告留治、幸太郎は外數名と共
に演壇前附近で右爭議團の演說者なる瀬野久
吉を下駄を以て毆打暴行し、和三郎は數名と
共に下駄を以て傍聽者加藤市次郎の頭部を毆
打治療二週間の傷を負はせた、又幸太郎、多
三郎、寅之助は外數名と共に同所で下駄又は
拳を以て司會者鈴木辰藏を毆打し治療一週間
の傷を負はせたものである

雜

1 朝日橋署檢束報告書捏造事件

日本労働總同盟大阪聯合會員瀨野久司氏は
二月八日午後四時頃西九條公園に於て泥酔
し過激の言語を發し公安を害する恐れある
ものと認め行政執行法第一條に依り引致す
と云ふ檢束報告書によつて檢束された所、實際
は二月七日午後八時半同氏が今宮で大杉榮氏等
と會合中今宮署に檢束され、翌八日朝日橋署に
移さるゝまでは今宮署の監房にゐたものである
から、該檢束報告書は捏造であると云ふので(尤
も其の外に同氏は一月十三日十四日には造船工
組合の演說會があるからといふ理由で檢束され
たが、其の時も實際は無かつたのであると云ふ
事も加はつて)、此處に檢束書捏造事件なるもの

2 労働爭議に關する懇談

大阪労働記者俱樂部では六月二十日午後大阪
府警察部に藤沼警察部長を訪ひ、近時頻發する
労働爭議中、動もすると警察側に職權以外の暴
行的の行爲があつたり、一般から誤解を招き易
く、資本案側からの變應を受けるなどの話題を
中心に懇談したが、部長も大いにその點に就い
ては共鳴し、労働運動動進のため深く注意し、
現今も此方針でやりつゝあるが將來大いに注意
したいと語つた。